

地方税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

第一条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（道府県民税に関する用語の意義） 第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三の四 略 四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で法人税法第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号））第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九	（道府県民税に関する用語の意義） 第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三の四 略 四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で法人税法第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）） 第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、及び第四十一条の十二第四項、及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四

項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

、第四十二条の十一（第一項、第六項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四

の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の十五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五十六 略

24 略

（道府県民税の納税義務者等）

第二十四条 略

24 略

5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の十五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五十六 略

24 略

（道府県民税の納税義務者等）

第二十四条 略

24 略

5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備

事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課する。

6～9 略

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務の全てが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町

事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課する。

6～9 略

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町

村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人

、港灣法（昭和二十

五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二 略

2 及び 3 略

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において

村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、非課税地方独立行政法人（地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつて

その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもののうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。以下同じ。））、公立大学法人、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二 略

2 及び 3 略

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において

て、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

略	
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四十五

二及び三 略

3 5 略

（法人税割の税率）

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の三・二とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、百分の四・二を超えることができない。

2 略

（法人の道府県民税の申告納付）

第五十三条 略

2 4 略

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは

て、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

略	
千八百万円を超える金額	百分の五十

二及び三 略

3 5 略

（法人税割の税率）

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の五 とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、百分の六 を超えることができない。

2 略

（法人の道府県民税の申告納付）

第五十三条 略

2 4 略

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは

当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたものの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、

当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたものの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、

第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の第三項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6／8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にか

第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の第三項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6／8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にか

かわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10 及び 11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付

かわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10 及び 11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付

を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に

を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に

限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額(以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
16
23
略

24 道府県は、この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この節において「内国法人」という。)又は外国法人が、外

限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額(以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
16
23
略

24 道府県は、この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この節において「内国法人」という。)又は外国法人が、外

国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法（平成二十六年法律第 号）第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。	国の法令により課される法人税 又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額
25 51 略 （法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。	25 51 略 （法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。
一七 略 八 管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合及びマンション敷地売却組合 九十一 略 24 略	一七 略 八 管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合 九十一 略 24 略

(所得割の課税標準の算定の方法)

第七十二条の二十三 略

2 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一 五 略

六 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第

号)の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

3 及び 4 略

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者(以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第七十二条の四

(所得割の課税標準の算定の方法)

第七十二条の二十三 略

2 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一 五 略

3 及び 4 略

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者(以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第七十二条の四

十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款及び次款

にお
いて同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 七 略

2 及び 3 略

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の六十三の二 略

2 及び 3 略

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してす

十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項、第七十二条の四十九の八第三項、

一 七 略

2 及び 3 略

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の六十三の二 略

2 及び 3 略

れば足りる。

(国等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の三 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人 に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一及び二 略

三 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産（第四号の四に該当するものを除く。）

、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産（同号に該当するものを除く。）及び公益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年

(国等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の三 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一及び二 略

三 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産

、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産 及び公益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年

法律第六十四号)第二十四条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

三の二 略

四 社会福祉法人(日本赤十字社を含む。次号から第四号の八まで

において同じ。)が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産

四の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの(次号に該当するものを除く。)

四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

四の五 略

四の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の用に供す

法律第六十四号)第二十四条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

三の二 略

四 社会福祉法人(日本赤十字社を含む。次号から第四号の四まで及び

第四号の七において同じ。)が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の三 略

四の四 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設の用に供す

る不動産

四の七 社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法第百十五条の

四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

四の八 第四号から前号 までに掲げる不動産のほか、社会福祉法

人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の九 略

五 第三号の二から第四号の八まで に掲げる不動産

産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六 二十 略

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地

る不動産

四の五及び四の六 削除

四の七 第四号から第四号の四までに掲げる不動産のほか、社会福祉法

人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八 略

四の九 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。）その他政令で定める者

が介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

五 第三号の二から第四号の四まで、第四号の七及び前号に掲げる不動産

産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六 二十 略

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地

二十二～二十八

二十九 削除

三十～三十七 略

三十八 特定建設線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十

一号）第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

2及び3 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第七十三条の十四 略

2 略

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で政令で定めるものをいう。第七十三条の二十七の二第一項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令で定め

二十二～二十八

二十九 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）第十条第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十～三十七 略

2及び3 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第七十三条の十四 略

2 略

3 個人が自己の居住の用に供する 既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で政令で定めるものをいう）

るものをいう。第七十三条の二十四第二項及び第七十三条の二十七の第二項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4 及び 5 略

6 土地若しくは家屋を収用することができる事業（以下この項及び第七十三条の二十七の三第一項において「公共事業」という。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところ

。第七十三条の二十四第二項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4 及び 5 略

6 土地若しくは家屋を収用することができる事業（以下この項及び第七十三条の二十七の二において「公共事業」という。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところ

るにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

7 略

8 土地区画整理法第九十四条の規定による清算金、都市再開発法第九十条第一項の規定による補償金

又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から二年内に、当該清算金又は補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

一及び二 略

るにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

7 略

8 土地区画整理法第九十四条の規定による清算金、都市再開発法第九十条第一項の規定による補償金、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地

区画整理法第九十四条の規定による清算金又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から二年内に、当該清算金又は補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

一及び二 略

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金で、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十六条第三項若しくは同法第九十条第三項の規定により読み替えられた同法第七十六条第三項の規定により施設住

三| 略

9 及び 10 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第七十三条の二十四 略

2 道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合においては、二百とする。))を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地

四| 略

9 及び 10 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第七十三条の二十四 略

宅の一部等若しくは施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を与えないように定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第七十四条第三項の規定による申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第八十三条において準用する土地区画整理法第一百三十四条項の規定による公告があつた日

2 道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある既存住宅等(既存住宅 及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合においては、二百とする。))を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地

の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得した場合

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得していた場合

3
5
略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第七十三条の二十七の二 道府県は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 道府県は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規

の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等 を取得した場合

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等 を取得していた場合

3
5
略

定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十三条の二十七の三 道府県は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から一年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十三条の二十七の二 道府県は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から一年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下本条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収

用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。	用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。
2 略	2 略
3 第七十三条の二十五第二項から第四項まで、第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。	3 第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。
（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）	（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）
第七十三条の二十七の四 略	第七十三条の二十七の三 略
2 略	2 略
（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）	（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）
第七十三条の二十七の五 略	第七十三条の二十七の四 略
2 略	2 略
（農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）	（農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）
第七十三条の二十七の六 道府県は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十	第七十三条の二十七の五 道府県は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十

五年法律第六十五号) 第十一条の十四 に規定する農地

利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号) 第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第七条第三号 に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

五年法律第六十五号) 第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号

第一項 に規定する農地売買等事業(同条 に規定する農

用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等による これらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2及び3 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の七 略

2 第七十三条の二十七の四第二項から第五項までの規定は、土地改良区が前項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収の猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

(自動車取得税の非課税)

第百十五条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人の自動車の取得

に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2及び3 略

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等)

2及び3 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の六 略

2 第七十三条の二十七の三第二項から第五項までの規定は、土地改良区が前項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収の猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

(自動車取得税の非課税)

第百十五条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人の自動車の取得

に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2及び3 略

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等)

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第

一号に掲げる者（以下この条から第四百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款においては同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 七 略

2 及び 3 略

4 元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該元売業者等への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

（自動車税の非課税の範囲）

第四百四十六条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第

一号に掲げる者（以下この条から第四百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 七 略

2 及び 3 略

（自動車税の非課税の範囲）

第四百四十六条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区

、合併特例区及び地方独立行政法人 に対しては、
自動車税を課することができない。

2 略

（**鉦区税の納税義務者等**）

第七十八條 鉦区税は、鉦区に対し、面積を課税標準として、鉦区所在の道府県において、その鉦業権者（鉦業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十条又は第四十二条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）に課する。

（**鉦区税の非課税の範囲**）

第七十九條 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、合併特例区及び地方独立行政法人 に対しては、鉦区税を課することができない。

（**市町村民税に関する用語の意義**）

第九十二條 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二

、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、
自動車税を課することができない。

2 略

（**鉦区税の納税義務者等**）

第七十八條 鉦区税は、鉦区に対し、面積を課税標準として、鉦区所在の道府県において、その鉦業権者（鉦業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十条 の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）に課する。

（**鉦区税の非課税の範囲**）

第七十九條 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、鉦区税を課することができない。

（**市町村民税に関する用語の意義**）

第九十二條 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二

十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で法人税法第六十八条(同法第四百四十四条(租税特別措置法第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十(第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。)、第四十二条の十一(第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。))の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人(法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。)の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額が

十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で法人税法第六十八条(同法第四百四十四条(租税特別措置法

第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項

及び第四十一条の十二第四項

において読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四

第十二条の十一(第一項、第六項及び第七項

を除く。

)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。))及び第四十二条の十二の四

の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人(法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。)の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額が

あるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四及び第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の第十項、第六十八条の十一、第十二項、第六十八条の十三、第四項又は第六十八条の十五の四、第五項の規定により加算された金額のうち当該連

あるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び 第六十八条の十五の規

定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の九及び 第六十八条の十五の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を同項第二号から第四号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の第十項、第六十八条の十一、第五項、第六十八条の十三、第四項又は第六十八条の十五の四、第五項の規定により加算された金額のうち当該連

結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五十三 略

2と4 略

(市町村民税の納税義務者等)

第二百九十四条 略

2と6 略

7 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。

8及び9 略

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五十三 略

2と4 略

(市町村民税の納税義務者等)

第二百九十四条 略

2と6 略

7 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。

8及び9 略

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、、 港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二 略

2 及び 3 略

(法人税割の税率)

第三百十四条の四 法人税割の標準税率は、百分の九・七とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十二・一を超えることができない。

2 略

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、非課税地方独立行政法人、公立大学法人、 港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二 略

2 及び 3 略

(法人税割の税率)

第三百十四条の四 法人税割の標準税率は、百分の十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。

2 略

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得

当該納税義務者が第三百十四条の第三項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

略	千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
	四千万円を超える金額	百分の四十五

二及び三略
3
5
略

(外国税額控除)

第三百十四条の八 市町村は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び第三十七条の三の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額がある

当該納税義務者が第三百十四条の第三項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

千八百万円を超える	金額	百分の五十
-----------	----	-------

二及び三略
3
5
略

（外国税額控除）

第三百十四条の八 市町村は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び第三十七条の三の控除の限度額で政令で定めるものを超える額がある

ときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を、その者の第三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十一条の八 略

2 4 略

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたものの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適

ときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を、その者の第三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十一条の八 略

2 4 略

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたものの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適

用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6
8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用され

用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6
8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用され

る場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額(零(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。)が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前

る場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額(零(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。)が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前

連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個

連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個

別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

13
及び14
略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第

別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

13
及び14
略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前九年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第

五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
16
23
略

24 市町村は、この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び地方税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものと並びに第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付

五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
16
23
略

24 市町村は、この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）又は外国法人が、外国の法令により課される法人税 又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び

第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるもの を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付

すべき法人税割額から控除するものとする。

25
～
40
略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一～二の四 略

二の五 鉄道事業法

第七条第一項に規

定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルで政令で定めるもの

二の六～八の二 略

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産（第十号の四に該当するものを除く。）

、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する

すべき法人税割額から控除するものとする。

25
～
40
略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一～二の四 略

二の五 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）

第七条第一項に規

定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルで政令で定めるもの

二の六～八の二 略

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産

、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する

固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産（同号に該当するものを除く。）並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

九の二 略

十 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第十号の八までにおいて同じ。）が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産

十の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

十の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産

十の五 略

十の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の七 略

固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産 並びに公益社団法人又は公益財団

法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

九の二 略

十 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第十号の六までにおいて同じ。）が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の三 略

十の四 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の五 略

十の八 略	十の九 略	十一 第九号の二から第十号の八までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものの 十一の二〇十七 略	十八 略	十九〇四十三 略	三〇七 略	八 市町村は、地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下この項において同じ。）が所有する固定資産（当該固定資産を所有する地方独立行政法人 以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。 九及び十 略	(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例) 第三百四十九条の三 略	二〇一二 略
十の六 略	十の七 略	十一 第九号の二から第十号の六までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものの 十一の二〇十七 略	十七の二 略	十八 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第十条第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 十九〇四十三 略	三〇七 略	八 市町村は、非課税地方独立行政法人 が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税地方独立行政法人 以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。 九及び十 略	(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例) 第三百四十九条の三 略	二〇一二 略

13 全国新幹線鉄道整備法

第二条に規定

する新幹線鉄道の路線のうち、東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下この項において同じ。）に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（営業路線の軌間の拡張又は線路の増設をするために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条又は第二項の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価額の六分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価額の三分の一の額とする。

14
29 略

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に

掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項

13 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定

する新幹線鉄道の路線のうち、東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下この項において同じ。）に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（営業路線の軌間の拡張又は線路の増設をするために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条又は第二項の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価額の六分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価額の三分の一の額とする。

14
29 略

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に

掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項

の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款

において同じ。)がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 七 略

2 及び 3 略

4 | 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

(軽自動車税の非課税の範囲)

第四百四十三条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人 に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 略

(軽自動車税の標準税率)

第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。)

の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十

六条の四第六項において同じ。)がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 七 略

2 及び 3 略

(軽自動車税の非課税の範囲)

第四百四十三条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 略

(軽自動車税の標準税率)

第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。)

	年額	二千円
ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの	年額	二千円
ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの	年額	二千四百円
ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの	年額	三千七百円
二 軽自動車及び小型特殊自動車		
イ 二輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	三千六百円
ロ 三輪のもの	年額	三千九百円
ハ 四輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	六千九百円
営業用	年額	一万八百円
貨物用のもの		
営業用	年額	三千八百円
自家用	年額	五千円
三 二輪の小型自動車	年額	六千円
2及び3 略		

（特別土地保有税の非課税）

	年額	千円
ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの	年額	千二百円
ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの	年額	千六百円
ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの	年額	二千五百円
二 軽自動車及び小型特殊自動車		
イ 二輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	二千四百円
ロ 三輪のもの	年額	三千百円
ハ 四輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	五千五百円
自家用	年額	七千二百円
貨物用のもの		
営業用	年額	三千円
自家用	年額	四千円
三 二輪の小型自動車	年額	四千円
2及び3 略		

（特別土地保有税の非課税）

第五百八十六条 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、非課税地方独立行政法人（地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つてゐる業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行ふものとして総務省令で定めるもののうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行ふものをいう。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行ふものに限る。）に対しては、特別土地保有税を課することができない。 2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。 一 四の四 略 四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設並びに社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する土地 五 三十 略 3 及び 4 略

第五百八十六条 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、非課税地方独立行政法人 及び公立大学法人（地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行ふものに限る。）に対しては、特別土地保有税を課することができない。 2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。 一 四の四 略 四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条に規定する障害者支援施設並びに社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する土地 五 三十 略 3 及び 4 略
--

第六百三条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七

十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の五までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得で第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の五までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

3 及び 4 略

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 指定都市等は、国及び非課税独立行政法人

並びに法人税法第二条第五号の公共法人（非課税独立行政法人
であるものを除く。）に対しては

、事業所税を課することができない。

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特

第六百三条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七

十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得で第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

3 及び 4 略

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 指定都市等は、国、非課税独立行政法人及び非課税

地方独立行政法人並びに法人税法第二条第五号の公共法人（非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人であるものを除く。）に対しては、事業所税を課することができない。

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特

定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に対しては、事業所税を課することができない。

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一及び二 略

三 博物館法第二条第一項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設（第十号の四に該当するものを除く。）

四 十 略

十の二 児童福祉法第六条の三十第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

十の三 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

十の四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園

十の五 略

十の六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設

十の七 第十号から前号 までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十の八 二十九 略

定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に対しては、事業所税を課することができない。

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一及び二 略

三 博物館法第二条第一項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設

四 十 略

十の二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの

十の三 略

十の四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設

十の五及び十の六 削除

十の七 第十号から第十号の四までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十の八 二十九 略

4 7 略	(都市計画税の非課税の範囲)	第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人 に對しては、都市計画税を課することができない。	2 略
4 7 略	(都市計画税の非課税の範囲)	第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に對しては、都市計画税を課することができない。	2 略
(水利地益税等の非課税の範囲)	第七百四条 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人 に對しては、水利地益税及び共同施設税を課することができない。	2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人 に對しては、宅地開発税を課することができない。	2 略
(水利地益税等の非課税の範囲)	第七百四条 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に對しては、水利地益税及び共同施設税を課することができない。	2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に對しては、宅地開発税を課することができない。	2 略
(都における普通税の特例)	第七百三十四条 略	2 略	3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第
(都における普通税の特例)	第七百三十四条 略	2 略	3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第

一節第一款（法人の道府県民税及び利子等に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。）、第二款、第五款及び第六款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、第二章第一節第一款（個人の道府県民税、法人の道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。）及び第四款の規定を準用するものとし、同項第三号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第三章第一節（個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）及び第二章第一節第三款（第五十三条第二十二項、第二十三項、第二十六項から第三十三項まで及び第三十九項から第四十二項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条並びに第六十五条の二の規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

略	第三百十四条の四	百分の九・七	百分の十二・九
	第一項	百分の十二・一	百分の十六・三
	第三百二十一条の八第二十四項	並びに第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額	の合計額を超える額

一節第一款（法人の道府県民税及び利子等に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。）、第二款、第五款及び第六款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、第二章第一節第一款（個人の道府県民税、法人の道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。）及び第四款の規定を準用するものとし、同項第三号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第三章第一節（個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）及び第二章第一節第三款（第五十三条第二十二項、第二十三項、第二十六項から第三十三項まで及び第三十九項から第四十二項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条並びに第六十五条の二の規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

略	第三百十四条の四	百分の十二・三	百分の十七・三
	第一項	百分の十四・七	百分の二十・七
	第三百二十一条の八第二十四項	法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるもの	法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額

4及び5 略

附 則

（公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三条の二の四 道府県は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。次項において同じ。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。次項において同じ。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る道府県民税の所得割を課する。

2及び3 略

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成二十七年十二月三十一

4及び5 略

附 則

（公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三条の二の四 道府県は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。以下この条において同じ。）を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第六項から第十項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。以下この条において同じ。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る道府県民税の所得割を課する。

2及び3 略

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一

日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、平成十一年一月一日（当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日）から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の同号に規定する取得（以下この条において「取得」という。）をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民

日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、平成十一年一月一日（当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日）から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の同号に規定する取得（以下この条において「取得」という。）をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民

税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

二及び三 略

2
16 略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受

税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

二及び三 略

2
16 略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受

けている場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

二及び三 略

2 13 略

（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第五条の四 道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条、次条及び附則第四十五条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金

けている場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

二及び三 略

2 13 略

（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第五条の四 道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条、次条及び附則第四十五条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金

額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ及びロ 略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十条の二から第十条の五の五まで及び第十条の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 略

2 5 略

6 市町村は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合

額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ及びロ 略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十条の二から第十条の五の四まで及び第十条の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 略

2 5 略

6 市町村は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合

(居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)
において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の三に相当する金額(第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ及びロ 略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条(同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第十条の二の二から第十条の五の五まで及び第十条の六(震災特例法第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 略

7
14
略

第五条の六 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項

(居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)
において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の三に相当する金額(第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ及びロ 略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条(同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第十条の二の二から第十条の五の四まで及び第十条の六(震災特例法第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 略

7
14
略

第五条の六 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項

（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2| 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を

（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2| 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第六条 道府県は、昭和五十七年度から平成三十年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。

（肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第六条 道府県は、昭和五十七年度から平成二十七年までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。

次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

2 及び 3 略

4 市町村は、昭和五十七年度から平成三十年度 までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

5 及び 6 略

（法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例）

次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

2 及び 3 略

4 市町村は、昭和五十七年度から平成二十七年までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

5 及び 6 略

（法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例）

第八条 略

2、4 略

5 中小企業者等の平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）とする。

6 中小連結親法人等の平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五の三まで」とあるのは、「第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」とする。

7 中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二

第八条 略

2、4 略

5 中小企業者等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十一（第一項、第六項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十一（第一項、第六項及び第七項を除く。）とする。

6 中小連結親法人等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五の三まで」とあるのは、「第六十八
条の十五の三」とする。

7 中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二

の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四」とあるのは、「第四十二条の十二の四」とする。

8 略

9 中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四」とあるのは、「第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」とする。

10 中小連結親法人等の平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び第六十

の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」及び第四十二条の十二の四」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四」とする。

8 略

9 中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」及び第四十二条の十二の四」とあるのは、「及び第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」とする。

10 中小連結親法人等の平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八

八条の十五の六」とする。

11| 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二
条の十二の五第七項の規定により控除された金額がある場合における
第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用
については、これらの規定中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条
の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四
項及び第十六項を除く。）」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四
」とする。

12| 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別
帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項の規
定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当
する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九
十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「、
第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び
第六十八条の十五の五」とする。

13| 略

（事業税の課税標準等の特例）

第九条 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄
道株式会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については
、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始す
る各事業年度分の事業税に限り、同項中「法人税法第二条第十六号に規
定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等

十八条の十五の五」とあるのは「まで」とする。

11| 略

（事業税の課税標準等の特例）

第九条 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄
道株式会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については
、平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始す
る各事業年度分の事業税に限り、同項中「法人税法第二条第十六号に規
定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等

の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「資本金の額に二を乗じて得た額」とする。

2 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

3 銀行等保有株式取得機構に係る第七十二条の十二第一号口の各事業年度の資本金等の額は、平成二十一年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項の規定にかかわらず、十億円とする。

4 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的

の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「資本金の額に二を乗じて得た額」とする。

2 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

3 銀行等保有株式取得機構に係る第七十二条の十二第一号口の各事業年度の資本金等の額は、平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項の規定にかかわらず、十億円とする。

4 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的

かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成二十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（第七十二条の二十一第五項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下この項から第七項までにおいて同じ。）から、当該資本金等の額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第四項」とする。

5 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

6 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年

かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（第七十二条の二十一第五項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下この項から第七項までにおいて同じ。）から、当該資本金等の額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第四項」とする。

5 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

6 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年

度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第六項」とする。

7 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」とする。

一及び二 略

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて同法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に应ずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該

度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第六項」とする。

7 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」とする。

一及び二 略

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて同法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に应ずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該

特定規模需要に応ずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

9 及び 10 略

11 株式会社地域経済活性化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）

の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

12 略

（法人の事業税の税率の特例）

第九条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第七十二条の

二十四の七第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超

特定規模需要に応ずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

9 及び 10 略

11 株式会社地域経済活性化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）

の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

12 略

（法人の事業税の税率の特例）

第九条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第七十二条の

二十四の七第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超

える金額	百分の六・六	とあるのは	各事業年度の所得のうち年	各事業年度の所得のうち年
「				
四百万円を超え年十億円以下の金額		百分の六・六		
と、同条第三項				
十億円を超える金額		百分の七・九		
「				
第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と				
と、前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と				
「と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第二項並びに第三項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用				

える金額		とあるのは	各事業年度の所得のうち年
百分の六・六			
「			
四百万円を超え年十億円以下の金額		と、同条第三項	各事業年度の所得のうち年
百分の六・六			
十億円を超える金額		百分の七・九	
「			
第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と			
、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第二項並びに第三項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用			

される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第八項中「前項」とあるのは「前項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第七十二条の四十八第一項中「年八百万円（当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十四の七第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）」以下の部分の金額と年八百万円」とあるのは「年十億円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の二の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）」以下の部分の金額と年十億円」とする。

（不動産取得税の非課税）

第十条 略

2及び3 略

4| 道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第

される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第八項中「前項」とあるのは「前項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第七十二条の四十八第一項中「年八百万円（当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十四の七第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）」以下の部分の金額と年八百万円」とあるのは「年十億円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の二の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）」以下の部分の金額と年十億円」とする。

（不動産取得税の非課税）

第十条 略

2及び3 略

4| 道府県は、日本環境安全事業株式会社が、日本環境安全事業株式会社（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

5| 道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第

一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号口に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第九号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、これらの取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

5 道府県は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第一百六条に規定するマンション敷地売却組合が、同項第四号に規定するマンション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業により、同法第一百三条に規定する要除却認定マンション及びその敷地を取得した場合には、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第七十三条の二第二項ただし書の規定の適用については、当

一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号口に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、これらの取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第七十三条の二第二項ただし書の規定の適用については、当

該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第七十三条の二十五第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二十四第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」と、第七十三条の二十五第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条 略

2 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）について移転補償金を受けた者が、当該土地について同条第四項の規定による高規格堤防特別区域の公示があつた日から二年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合においては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定

該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第七十三条の二十五第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二十四第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」と、第七十三条の二十五第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条 略

2 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）について移転補償金を受けた者が、当該土地について同条第四項の規定による高規格堤防特別区域の公示があつた日から二年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合においては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定

については、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

3
3
9
略

10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）
第十條第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十八年三月三十一日までにした場合における第七十三條の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十條第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

11
11
14
略

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十一條の二 略

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三條の二十四第一項若しくは第二項、第七十三條の二十七の二第一項、第七十三條の二十七の三第一項又は附則第十一條の四第一項の規定に該当する場合におけるこれ

については、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

3
3
9
略

10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）
第十條第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十六年三月三十一日までにした場合における第七十三條の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十條第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

11
11
14
略

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十一條の二 略

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三條の二十四第一項若しくは第二項、第七十三條の二十七の二第一項
又は附則第十一條の四第一項の規定に該当する場合におけるこれ

らの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条の五 略

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、第七十三条の十四第六項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第八項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第九項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第十一条第一項に規定する交換によつて土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十七の三第一項又は附則第十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは

らの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条の五 略

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、第七十三条の十四第六項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第八項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第九項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第十一条第一項に規定する交換によつて土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十七の二第一項又は附則第十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは

「決定した価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

（不動産の価格の決定の特例）

第十一条の六 第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の三第一項又は附則第十一条第一項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の三第一項、附則第十一条第一項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

（不動産取得税の徴収猶予）

第十二条 租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者の同項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、政令で特別の定めをするものを除き、同項、同条第二項、第四項から第八項まで、第十項、第十一項、第十五項、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項（同条第四項及び第七項に係る部分に限

「決定した価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

（不動産の価格の決定の特例）

第十一条の六 第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第一項又は附則第十一条第一項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第一項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

（不動産取得税の徴収猶予）

第十二条 租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者の同項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、政令で特別の定めをするものを除き、同項、同条第二項、第四項から第八項まで、第十項、第十一項、第十五項から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項（同条第四項及び第七項に係る部分に限

る。）、第九項及び第十項（同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項までに係る部分を除く。）の規定の例によつてその徴収を猶予するものとする。

2 前項の規定により不動産取得税の徴収の猶予をする場合には、租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十二項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）の七十七項の八第一項及び第二項、第九十三項第五項並びに第九十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地及び準農地の贈与者又は受贈者が死亡したとき（その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書（同条第七項、第十項、第十三項、第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号若しくは第五号又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は前項において準用する同法第七十条の四第三十項若しくは第三十一項の規定の適用があつた場合

る。）、第九項及び第十項（同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。）の規定の例によつてその徴収を猶予するものとする。

2 前項の規定により不動産取得税の徴収の猶予をする場合には、租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）の七十七項の八第一項及び第二項、第九十三項第五項並びに第九十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地及び準農地の贈与者又は受贈者が死亡したとき（その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書（同条第七項、第十項、第十三項、第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号若しくは第五号又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は前項において準用する同法第七十条の四第二十九項若しくは第三十項の規定の適用があつた場合

を除く。)は、道府県は、当該不動産取得税(第一項の規定によりその例によるものとされる同条第四項(同条第七項、第十項、第十三項、第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号若しくは第五号又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。))の規定又は第一項の規定によりその例によるものとされる同法第七十条の四第五項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。)(に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4
略

(自動車取得税の非課税)

第十二条の二 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2及び3
略

(自動車取得税の税率の特例)

第十二条の二の三 営業用の自動車(軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第百十九条の規定にかか

を除く。)は、道府県は、当該不動産取得税(第一項の規定によりその例によるものとされる同条第四項(同条第七項、第十項、第十三項、第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号若しくは第五号又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。))の規定又は第一項の規定によりその例によるものとされる同法第七十条の四第五項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。)(に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4
略

(自動車取得税の非課税)

第十二条の二 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2及び3
略

(自動車取得税の税率の特例)

第十二条の二の三 家用の自動車(軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。))以外のもの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第百十九条の規定にかか

わらず、当分の間、百分の二とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第十二条の二の五第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一及び二 略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十二条の二の五第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一及び二 略

4 略

（自動車税の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条 において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料とし

わらず、当分の間、百分の五とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第十二条の二の五第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

一及び二 略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十二条の二の五第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一及び二 略

4 略

（自動車税の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項及び第四項において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料とし

て用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。

混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。次項及び第四項第三号において同じ。）、並びにバス（一般乗合用のものに限る。）、及び被けん引自動車を除く。）、に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車（平成十五年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの、新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車）で平成十七年三月三十一日までに新車新規登録を受

て用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項及び第四項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるもの、メタノール

とメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるもの及びガソリンを内燃

機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第三項において同じ。）、並びにバス（一般乗合用のものに限る。）、及び被けん引自動車を除く。）、に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車（平成十三年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの、新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車）で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受

けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

第百四十七条第一項第一号	イ	七千五百円	八千二百円
		八千五百円	九千三百円
		九千五百円	一万四百円
		一万三千八百円	一万五千百円
		一万五千七百円	一万七千二百円
		一万七千九百円	一万九千六百円
		二万五百円	二万二千五百円
		二万三千六百円	二万五千九百円
		二万七千二百円	二万九千九百円
		四万七百元	四万四千七百元
第百四十七条第一項第一号	ロ	二万九千五百円	三万二千四百円
		三万四千五百円	三万七千九百円
		三万九千五百円	四万三千四百円
		四万五千円	四万九千五百円
		五万千円	五万六千百円
		五万八千円	六万三千八百円
		六万六千五百円	七万三千百円
		七万六千五百円	八万四千百円
		八万八千円	九万六千八百円
		十一万千円	十二万二千百円
第百四十七条第一項第二号		六千五百円	七千百円

イ (2)	第百四十七条第一項第三号	ハ (2)	第百四十七条第一項第二号	ハ (1)	第百四十七条第一項第二号	ロ	第百四十七条第一項第二号	イ	九千円
									一万二千円
									一万五千円
									一万八千五百円
									二万二千円
									二万五千五百円
									二万九千五百円
									四千七百円
									八千円
									一万五千五百円
									一万六千円
									二万五千五百円
									二万五千五百円
									三万五千二百円
イ (2)	第百四十七条第一項第三号	ハ (2)	第百四十七条第一項第二号	ハ (1)	第百四十七条第一項第二号	ロ	第百四十七条第一項第二号	イ	九千九百円
									一万三千二百円
									一万六千五百円
									二万三千円
									二万四千二百円
									二万八千円
									三万二千四百円
									五千五百円
									八千八百円
									一万二千六百円
									一万七千六百円
									二万二千五百円
									二万二千五百円
									三万三千円
									三万八千五百円
									四万四千五百円
									六千九百円
									八千二百円
									一万六千六百円
									一万二千二百円
									二万二千六百円
									二万九千五百円
									三万五千二百円

イ (2)	第百四十七条第一項第三号	ハ (2)	第百四十七条第一項第二号	ハ (1)	第百四十七条第一項第二号	ロ	第百四十七条第一項第二号	イ	九千円
									一万二千円
									一万五千円
									一万八千五百円
									二万二千円
									二万五千五百円
									二万九千五百円
									四千七百円
									八千円
									一万五千五百円
									一万六千円
									二万五千五百円
									二万五千五百円
									三万五千二百円
イ (2)	第百四十七条第一項第三号	ハ (2)	第百四十七条第一項第二号	ハ (1)	第百四十七条第一項第二号	ロ	第百四十七条第一項第二号	イ	九千九百円
									一万三千二百円
									一万六千五百円
									二万三千円
									二万四千二百円
									二万八千円
									三万二千四百円
									五千五百円
									八千八百円
									一万二千六百円
									一万七千六百円
									二万二千五百円
									二万二千五百円
									三万三千円
									三万八千五百円
									四万四千五百円
									六千九百円
									八千二百円
									一万六千六百円
									一万二千二百円
									二万二千六百円
									二万九千五百円
									三万五千二百円

ん引自動車を除く。)に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第四百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

イ	第四百四十七条第一項第一号										ロ	第四百四十七条第一項第一号			
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元		二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円
	八千二百円	九千三百円	一万四百円	一万五千百円	一万七千二百円	一万九千六百円	二万二千五百円	二万五千九百円	二万九千九百円	四万四千七百元		三万二千四百円	三万七千九百円	四万三千四百円	四万九千五百円

イ 第四百四十七条第一項第二号										ロ 第四百四十七条第一項第二号																																			
五万千円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万千円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千円	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百円	八千円	一万五千五百円	一万六千円	二万五百円	二万五千五百円	三万円	三万五千円	四万五百円	五万六千六百円	六万三千八百円	七万三千百円	八万四千百円	九万六千八百円	十二万二千百円	七千百円	九千九百円	一万三千二百円	一万六千五百円	二万三百円	二万四千二百円	二万八千円	三万二千四百円	五千百円	八千八百円	一万二千六百円	一万七千六百円	二万二千五百円	二万八千円	三万三千円	三万八千五百円	四万四千五百円

第百四十七条第一項第二号	六千三百円	六千九百円
ハ(1)	一万五千百円	八千二百円
第百四十七条第一項第二号	一万二百円	一万六千六百円
ハ(2)	二万六百元	一万二千二百円
第百四十七条第一項第三号	二万六千五百円	二万二千六百円
イ(2)	三万二千円	二万九千百円
	三万八千円	三万五千二百円
	四万四千円	四万千八百円
	五万五百円	四万八千四百円
	五万七千円	五万五千五百円
	六万四千円	六万二千七百円
	七万四千円	七万四百円
第百四十七条第一項第三号	三万三千円	三万六千三百円
ロ	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
第百四十七条第一項第四号	八万三千円	九万千三百円
	四万五百円	四万九百円
	六千円	六千六百円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	四千百円
	四千七百円	五千二百円

3) 前二項の規定の適用がある場合における第四百七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項（附則第十二条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項（これらの規定が附則第十二条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」並びに前項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「同項及び第二項（これらの規定が附則第十二条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」並びに前二項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前三項（附則第十二条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項（附則第十二条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

次に掲げる自動車に対する第四百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- 一 電気自動車
- 二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー

ギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

イ	第百四十七條第一項第一号									
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元
	四千円	四千五百円	五千円	七千円	八千円	九千円	一万五百円	一万二千円	一万四千元	二万五百円
ロ	第百四十七條第一項第一号									
	三万四千五百円	三万五千五百円	三万六千五百円	三万七千五百円	三万八千五百円	三万九千五百円	四万	四万一千	四万二千	四万三千
	一万七千五百円	一万八千五百円	一万九千五百円	二万	二万一千	二万二千	二万三千	二万四千	二万五千	二万六千

イ	第百四十七条第一項第二号	三万九千五百円	二万円
		四万五千円	二万二千五百円
		五万千円	二万五千五百円
		五万八千円	二万九千円
		六万六千五百円	三万三千五百円
		七万六千五百円	三万八千五百円
		八万八千円	四万四千円
		十一万千円	五万五千五百円
		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
ロ	第百四十七条第一項第二号	一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
		八千円	四千円
		一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五百円	一万五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円

[illegible]

4 次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年分分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十六年分分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と^とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平

4 次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年分分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十六年分分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 読み替えるものとする。		同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ	
第百四十七条第二項第二号	第百四十七条第二項第一号	第百四十七条第一項第四号	
八千円	六千三百円	六千円	四万九千円
六千三百円	四千七百円	四千五百円	五万七千円
五千二百円	三千七百円	四千五百円	六万五千五百円
三千二百円	二千三百円	三千円	七万四千円
二千六百円	千八百円	二千五百円	八万三千円
三千二百円	二千三百円	四千五百円	三万七千円
三千二百円	二千三百円	四千五百円	三万七千円
四千円	四千円	四千五百円	四万五千五百円

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平

成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号及び第六項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第六項第三号において同じ。）

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安

成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

で総務省令で定めるもの（以下この号

において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率

であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項

において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度

の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

第百四十七条第一項第二号	イ	六千五百円	三千五百円
第百四十七条第一項第二号	ロ	八千円	四千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(1)	一万二千円	六千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(2)	一万五千円	七千五百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(3)	一万八千五百円	九千五百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(4)	二万二千円	一万千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(5)	二万五千五百円	一万三千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(6)	二万九千五百円	一万五千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(7)	四千七百円	二千四百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(8)	八千円	四千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(9)	一万五千五百円	六千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(10)	一万六千円	八千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(11)	二万五百円	一万五百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(12)	二万五千五百円	一万三千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(13)	三万円	一万五千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(14)	三万五千円	一万七千五百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(15)	四万五百円	二万五百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(16)	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(17)	七千五百円	四千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(18)	一万五千五百円	八千円
第百四十七条第一項第二号	ハ(19)	一万二千円	五千五百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(20)	二万六百元	一万五百円
第百四十七条第一項第二号	ハ(21)	一万二千円	六千円

第百四十七条第二項第二号	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

5 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十六年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

6 次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては

5 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十六年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、
同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

イ 第四百七十七条第一項第一号

七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千元
一万七千九百円	四千五百円

第百四十七条第一項第一号														第百四十七条第一項第二号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元

第百四十七条第一項第二号 ロ	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百円
	七千五百円	二千円
第百四十七条第一項第二号 ハ(1)	一万五千百円	四千円
	一万二百円	三千円
第百四十七条第一項第二号 ハ(2)	二万六百元	五千五百円
	一万二千円	三千円
第百四十七条第一項第三号 イ(1)	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
第百四十七条第一項第三号 イ(2)	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円

7 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百	第百四十七条第一項第三号				口				第百四十七条第一項第四号				第百四十七条第二項第一号				第百四十七条第二項第二号			
	四万四千円				五万五千円				六万四千円				六千三百円				五千二百円			
	五万七千円				六万七千円				七万七千円				四千七百円				六千三百円			
	一万三千円				一万四千五百円				一万五千五百円				千二百円				千三百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			
	一万六千円				一万六千五百円				一万七千五百円				千五百円				千六百円			

四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車に平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十八年年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8| 第四項（第四号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「
平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度以降
年度以降
平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、
「百分の百十」とあるのは「百分の百三十八」と、
第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と読み替えるものとする。

6| 第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率
を算定する方法として総務省令で定める方法により
エネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に
百分の百三十八」と、
前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

9| 第四項及び第五項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六項及び第七項

の規定の適用がある場合における第四百七条第三項から第五項までの規定の適用については、第三項の規定を準用する。

（固定資産税等の非課税）

第十四条 市町村は、平成十八年度から平成二十七年までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第九号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2
略

7| 第三項、第四項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第四百七条第三項から第五項までの規定の適用については、第二項の規定を準用する。

（固定資産税等の非課税）

第十四条 市町村は、平成十八年度から平成二十七年までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2
略

3| 市町村は、平成二十年度から平成二十六年までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）第十一条第一項第七号に規定

3| 第一項 〃の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五
条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるの
は「第三百四十八条又は附則第十四条」と、「同条の規定」とあるのは
「これらの規定」とする。

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 略

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（
既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるもの
を除く。）のうち、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一
日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成二十七年三月三十一
日）までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は
、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは
第十八項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標
準となるべき価格にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。

一 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に
規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の
二又は湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により当該指定地域特
定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水

する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百
四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都
市計画税を課することができない。

4| 第一項又は前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五
条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるの
は「第三百四十八条又は附則第十四条」と、「同条の規定」とあるのは
「これらの規定」とする。

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 略

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（
既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるもの
を除く。）のうち、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一
日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成二十七年三月三十一
日）までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は
、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは
第十八項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標
準となるべき価格にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。

一 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に
規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の
二又は湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により当該指定地域特
定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水

又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの 三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の一）	二 大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）	三 土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）	四 略	3 平成二十六年又は平成二十七年 において新たに固定資産税が課されることとなる航空機（第三百四十九条の三第八項又は第九項の規定の適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、航空法第百条の許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ、当該各号に定めるところによる
又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの 三分の一	二 大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 二分の一	三 土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 二分の一	四 略	3 平成二十二年から平成二十五年までの間において新たに固定資産税が課されることとなる航空機（第三百四十九条の三第八項又は第九項の規定の適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、航空法第百条の許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該航空機のうち地方

り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

4及び5 略

6 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域 及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得された地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

7 日本貨物鉄道株式会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの（第十四項の規定の適用を受けるものを除く。）を平成二十二年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額

4及び5 略

6 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新たに取得された地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

7 日本貨物鉄道株式会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの（第十五項の規定の適用を受けるものを除く。）を平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額

とする。

とする。

8 | 放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設した次に掲げる設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、第一号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第二号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（放送法第二十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域を対象とするもので、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）、第三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては

13 略	12 略	11 略	10 略	9 略	8 略	
定する軌道事業者で政令で定めるものが平成二十三年改正法の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第二十二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。						
14 略	13 略	12 略	11 略	10 略	9 略	、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）とする。 一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第一号に規定する無線設備（次号において「無線設備」という。）のうち小規模なものとして総務省令で定めるもの（次号において「小規模無線設備」という。） 二 小規模無線設備以外の無線設備 三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第二号に規定する放送番組を制作するための設備
定する軌道事業者で政令で定めるものが平成二十三年改正法の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第二十四項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。						

14 略	15 略	16 略	17 成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、 <u>第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年度分及び平成二十七年</u> 度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の <u>六分の五</u> の額とする。	18 略
15 略	16 略	17 略	18 成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、 <u>第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度分及び平成二十五年度</u> 分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の <u>五分の四</u> の額とする。	19 略
20 港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。以下この項及び第二十九項において「平成二十三年港灣法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に平成二十三年港灣法等改正法第二条の規定による改正前の港灣法第五十条の四第六項に規定する認定運営者であるものが、同号に掲げる規定の施行の際現に同法第二条の二第一項に基づき指定された指定港灣であるものにおいて同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十三年港灣法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで				
の間に取得した港灣法第二条第五項に規定する港灣施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、 <u>第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産</u>				

19| 略

20| 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号

）第三条第三項に規定する指定会社その他政令で定める者（以下この項

において「指定会社等」という。）が港灣法第二条第一

項に規定する港灣管理者により設立された公益財団法人で政令で定める

もの（以下この項において「外貿埠頭公社」という。）からの出資によ

り取得した固定資産のうち、当該指定会社等が取得した日の前日におい

て地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の

規定による改正前の地方税法附則第十五条第五項、地方税法等の一部を

改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下この項において「平成

二十年改正法」という。）附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規

定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規

定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項又は地方税法等の一部

を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十三条第十八項及び第

二十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条

の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十八項の規定の適用があ

つたものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三

百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわ

らず、当該取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月

一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から十年度分の固定

資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市

計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち当該

21| 略

22| 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号

）第三条第三項に規定する指定会社その他政令で定める者（以下この項

及び第二十七項において「指定会社等」という。）が港灣法第二条第一

項に規定する港灣管理者により設立された公益財団法人で政令で定める

もの（以下この項において「外貿埠頭公社」という。）からの出資によ

り取得した固定資産のうち、当該指定会社等が取得した日の前日におい

て地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の

規定による改正前の地方税法附則第十五条第五項、地方税法等の一部を

改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下この項において「平成

二十年改正法」という。）附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規

定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規

定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項又は地方税法等の一部

を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十三条第十八項及び第

二十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条

の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十八項の規定の適用があ

つたものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三

百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわ

らず、当該取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月

一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から十年度分の固定

資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市

計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち当該

税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

外貿埠頭公社が海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したものにあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

21| 略

22| 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十四条第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償却資産で総務省令で定めるもののうち、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得したものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に對して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

23| 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第三項に規定するバイオ燃

外貿埠頭公社が海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したものにあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

23| 略

24| 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十五条第三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償却資産で総務省令で定めるもののうち、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得したものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に對して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

25| 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第三項に規定するバイオ燃

料製造業者が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

24|
略

25|
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車（道路運送車両法第三

料製造業者が、同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26|
略

27| 指定会社等が政府の補助で総務省令で定めるもの又は港湾法第五十五条の七第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得した港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設で政令で定める用途に供するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

28|
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車（道路運送車両法第三

条に規定する小型特殊自動車を除く。）のうち特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものが付されたもの（以下この項において「基準適合表示車」という。）であつて、平成二十六年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間（基準適合表示車のうち政令で定めるものにあつては、平成二十六年四月一日から平成二十八年九月三十日までの間）に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該基準適合表示車に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26| 港灣法第四十三条の十一第十二項に規定する港灣運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）

）の規定により港灣運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港灣運営会社を含む。）が同法第二条第二項に規定する国際戦略港灣又は同項に規定する国際拠点港灣で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港灣」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の九第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した港灣法第二条第

条に規定する小型特殊自動車を除く。）のうち特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものが付されたもの（以下この項において「基準適合表示車」という。）であつて、平成二十三年四月一日から平成二十四年九月三十日までの間（基準適合表示車のうち政令で定めるものにあつては、平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間）に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該基準適合表示車に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

29| 港灣法第四十三条の十一第十二項に規定する港灣運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）

）の規定により港灣運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港灣運営会社を含む。）が同法第二条第二項に規定する国際戦略港灣又は同項に規定する国際拠点港灣で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港灣」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十三年港灣法等改正法

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した港灣法第二条第

五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの
に対して課するもの

固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

27| 略

28| 略

29| 略

30| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに掲げる鉄道事業者又は同号ロに掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から

五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課するもの

固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

30| 略

31| 略

32| 略

33| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに掲げる鉄道事業者又は同号ロに掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から

平成二十八年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

31| 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備（同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

32| 略
33| 略
34| 略
35| 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第一項に規定する特定貨物輸入

平成二十六年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

34| 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備（同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

35| 略
36| 略
37| 略
38| 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第一項に規定する特定貨物輸入

拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの

に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

36

放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得した同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第一百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第六十四条第一項ただし書に規定するラジ才放送による同法第八十八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該

拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする³⁷⁾

37) 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第三号イに規定する地下街等の所有者又は管理者が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるもの（同法第十五条の二第一項の規定により当該所有者又は管理者が作成する計画に記載されたものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二）を乗じて得た額とする。

38) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第三項第二号に掲げる機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を除き、同項に規定する業務用の機器に限る。）であつて冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもので総務省令で定めるもののうち、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機器に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となる

べき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該機器が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三）を乗じて得た額とする。

39 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十一条第一項に規定する認定区域計画（以下この項において「認定区域計画」という。）に同法第二条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において「特定研究開発事業」という。）の実施主体（同法第八条第二項第二号に規定する実施主体をいう。）として定められた者が、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域の区域内において平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画として総務省令で定める計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する機械その他の設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

40 都市再生特別措置法第九十七条に規定する認定誘導事業者が同法第九十九条に規定する認定誘導事業（当該認定誘導事業に係る同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同法第二条第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）により都

市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得した都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項の規定又は

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項の規定又は

前条第十四項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

2 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次条において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号及び第六号の規定に基づき借り受け、若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成元年度から平成二十八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十七項、前条第十四項若しくは第三十三項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

（新築された住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の六 市町村は、昭和三十八年一月二日から平成二十八年三月三

前条第十五項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

2 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次条において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号及び第六号の規定に基づき借り受け、若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成元年度から平成二十八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十七項、前条第十五項若しくは第三十六項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

（新築された住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の六 市町村は、昭和三十八年一月二日から平成二十六年三月三

十一日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条、附則第十五条の八第三項及び附則第十五条の九第一項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、昭和三十九年一月二日から平成二十八年三月三十一日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。次条第二項及び附則第十五条の八第一項において同じ。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八

十一日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条、附則第十五条の八第三項及び附則第十五条の九第一項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、昭和三十九年一月二日から平成二十六年三月三十一日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。次条第二項及び附則第十五条の八第一項において同じ。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八

第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の七 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新築された同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅（以下この条において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住

第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の七 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新築された同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅（以下この条において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住

宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第三項又は第五項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分)を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 及び 4 略

(耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の九 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に政令で定める耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項並びに次条第一項及び

宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第三項又は第五項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分)を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 及び 4 略

(耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の九 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に政令で定める耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項

第二項において同じ。）が行われたもので地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同条第一項において「耐震基準」という。）に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律

第七号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部

第七号

において同じ。）が行われたもので政令で定める基準

に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第七号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部

分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2
12 略

（耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額）

第十五条の十 市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第七条又は同項の規定による報告があつたもの限り、同法第八条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第十二条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に

分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2
12 略

係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 | 前項の規定は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 | 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合家屋につき第一項の規定を適用することができる。

（土地に対して課する平成二十四年度から平成二十六年までの各年度

（土地に対して課する平成二十四年度から平成二十六年までの各年度

分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十七条 この条から附則第三十条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 略

六 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をいい、当該土地に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

略	
(2) 当該年度の前年度分の固定資産税について附則第十八条、第十九条第一項(附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	これらの規定に規定する当該年度の前年度の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が平成二十四年度である場合であつて、当該土地が平成二十三年度分の固定資産税について平成二十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十五年度である場合であつて、当該土地が平成二十四年度分の固定資産税について地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)第一条の規定による改正前

分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十七条 この条から附則第三十条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 略

六 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をいい、当該土地に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

略	
(2) 当該年度の前年度分の固定資産税について附則第十八条、第十九条第一項(附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	これらの規定に規定する当該年度の前年度の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が平成二十四年度である場合であつて、当該土地が平成二十三年度分の固定資産税について平成二十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十五年度である場合であつて、当該土地が平成二十四年度分の固定資産税について地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)第一条の規定による改正前

(2) 当該年度の前年度分の都市計画税について 附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第	略	口 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額	十六年度第一項（附則第	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が平成二十四年度である場合であつて、当該土地が平成二十三年	律第十七号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十六年である場合であつて、当該土地が平成二十五年年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十六年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。

(2) 当該年度の前年度分の都市計画税について 附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第	略	口 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額	十六年度第一項（附則第	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が平成二十四年度である場合であつて、当該土地が平成二十三年	律第十七号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十六年である場合であつて、当該土地が平成二十五年年度分の固定資産税について 三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。

二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。又は第二十七条の二の規定（当該年度が平成二十四年度である場合には、平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二の規定）の適用を受ける土地（当該年度の前年度において都市計画税を課されなかった土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けるこ	分の固定資産税について平成二十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十五年度である場合であつて、当該土地が平成二十四年度分の固定資産税について平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十六年である場合であつて、当該土地が平成二十五年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）
---	---

二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。又は第二十七条の二の規定（当該年度が平成二十四年度である場合には、平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二の規定）の適用を受ける土地（当該年度の前年度において都市計画税を課されなかった土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けるこ	分の固定資産税について平成二十四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十五年度である場合であつて、当該土地が平成二十四年度分の固定資産税について平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成二十六年である場合であつて、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について 第 三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）
---	---

ととなるものを含む。		七及び八 略	(平成二十五年分又は平成二十六年分における土地の価格の特例) 第十七条の二 略 2 4 略 5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(平成二十六年分分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合の当該土地を除く。)に対して課する平成二十五年分又は平成二十六年分分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	
6 平成二十六年分分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける	附則第十五条第 十一項、第十七 項、第二十項、 第二十一項及び 第二十四項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項若しくは第二 項	略

ととなるものを含む。		七及び八 略	(平成二十五年分又は平成二十六年分における土地の価格の特例) 第十七条の二 略 2 4 略 5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(平成二十六年分分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合の当該土地を除く。)に対して課する平成二十五年分又は平成二十六年分分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	
6 平成二十六年分分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける	附則第十五条第 十二項、第十八 項、第二十二項 、第二十三項、 第二十六項及び 第二十七項、附 則第十五条の二 第二項並びに附 則第十五条の三	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項若しくは第二 項	略

土地に対して課する平成二十六年分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 10 略	附則第十五条第 十一項、第十七 項、第二十項、 第二十一項及び 第二十四項	第三百四十九条	附則第十七条の二第一項
	、附 則第十五条の二 第二項並びに附 則第十五条の三		

第十八条の三 略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 及び二 略

三 平成二十六年分 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

ロ 平成二十五年分の固定資産税について附則第十八条の規定の適

土地に対して課する平成二十六年分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 10 略	附則第十五条第 十二項、第十八 項、第二十二項 、第二十三項、 第二十六項及び 第二十七項、附 則第十五条の二 第二項並びに附 則第十五条の三	第三百四十九条	附則第十七条の二第一項

第十八条の三 略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 及び二 略

三 平成二十六年分 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

ロ 平成二十五年分の固定資産税について附則第十八条の規定の適

5 略	用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
3 略	用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	三 平成二十五年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
一及び二 略	イ 略
三 平成二十五年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 略
イ 略	ロ 平成二十五年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける平成二十五年度類似特定用途宅地等 当該平成二十五年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成二十五年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
5 略	用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
3 略	用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額
4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	三 平成二十五年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
一及び二 略	イ 略
三 平成二十五年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 略
イ 略	ロ 平成二十五年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける平成二十五年度類似特定用途宅地等 当該平成二十五年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成二十五年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について 第 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
5 略	用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額

（住宅用地等に対して課する平成二十四年度から平成二十六年までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条の二 市町村は、平成二十四年度から平成二十六年までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 略

二 平成二十五年 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三

（住宅用地等に対して課する平成二十四年度から平成二十六年までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条の二 市町村は、平成二十四年度から平成二十六年までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 略

二 平成二十五年 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三

又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

- ロ 平成二十四年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十四年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十五年分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額
- 三 平成二十六年分 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

- ロ 平成二十五年分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十五年分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準

又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

- ロ 平成二十四年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十四年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十五年分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額
- 三 平成二十六年分 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

- ロ 平成二十五年分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十五年分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準

となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十六年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十六年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

2 附則第十八条第六項、第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第六項第四号	同年度の比準課税標準額	略
		同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十五年年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産

となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十六年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十六年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

2 附則第十八条第六項、第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第六項第四号	同年度の比準課税標準額	略
		同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十五年年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産

略	
	税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十六年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

第二十五条の三 略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 及び二 略

三 平成二十六年 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

ロ 平成二十五年 次に掲げる宅地等について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途

略	
	税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第 三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十六年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

第二十五条の三 略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 及び二 略

三 平成二十六年 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

ロ 平成二十五年 次に掲げる宅地等について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途

途宅地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3 略

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 及び二 略

三 平成二十五年度假似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

ロ 平成二十五年度假分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける平成二十五年度假似特定用途宅地等 当該平成二十五年度假似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成二十五年度假似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5 略

（住宅用地等に対して課する平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の都市計画税の減額）

途宅地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3 略

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 及び二 略

三 平成二十五年度假似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

ロ 平成二十五年度假分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける平成二十五年度假似特定用途宅地等 当該平成二十五年度假似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成二十五年度假似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5 略

（住宅用地等に対して課する平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第二十七条の四の二 市町村は、平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

一 略

二 平成二十五年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定

第二十七条の四の二 市町村は、平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

一 略

二 平成二十五年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定

に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

- ロ 平成二十四年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十四年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十五年年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三（第二十項を除く。）第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額
- 三 平成二十六年 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

- ロ 平成二十五年年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十五年年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準

に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

- ロ 平成二十四年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十四年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十五年年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三（第二十項を除く。）第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十五年年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額
- 三 平成二十六年 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 略

- ロ 平成二十五年年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十五年年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準

となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十六年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十六年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

2 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第六項第四号	同年度の比準課税標準額	略
	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十五年分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第二項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市	

となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成二十六年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成二十六年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

2 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第六項第四号	同年度の比準課税標準額	略
	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十五年分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第二項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市	

略	
	計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十六年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

（事業所税のうち資産割の課税標準の特例）

第三十三条 略

2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について

略	
	計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十六年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

（事業所税のうち資産割の課税標準の特例）

第三十三条 略

2 沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域
 において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について

は、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

3 略

4 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第

は、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

3 略

4 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域 において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第

三項の規定を準用する。

- 5 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十八年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十八年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十三条の三 略

2 及び 3 略

- 4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十九年三月三十一日

三項の規定を準用する。

- 5 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十六年六月三十日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十六年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十三条の三 略

2 及び 3 略

- 4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日

までの間に行われたものについては、適用しない。

5ゝ7 略

8 第五項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十四条の二 昭和六十三年年度から平成二十九年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第三十四条の三第三項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

までの間に行われたものについては、適用しない。

5ゝ7 略

8 第五項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十四条の二 昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第三十四条の三第三項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一及び二 略

- 2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十九年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割について準用する。

3 略

- 4 昭和六十三年年度から平成二十九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける同項に規定する譲渡所得（附則第三十四条の三第三項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割の額は、前条第四項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一及び二 略

- 2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割について準用する。

3 略

- 4 昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける同項に規定する譲渡所得（附則第三十四条の三第三項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割の額は、前条第四項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一及び二 略

5 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第四項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割について準用する。

6 略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五条の三の二 略

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その

一及び二 略

5 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第四項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割について準用する。

6 略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五条の三の二 略

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その

事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項及び第五項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した道府県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第一項から第五項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

3及び4 略

5 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該

事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項及び第五項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと

それぞれみなして

、前項及び附則第三十五条の二第一項から第五項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

3及び4 略

5 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該

移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市町村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第六項から第十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

6
略

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第四十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項（整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第六項までにおいて同じ。）の登記をしていないもの（整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人

移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと

それぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第六項から第十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

6
略

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第四十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項（整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第五項まで及び第九項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人

又は公益財団法人とみなして、第二十四条第四項、第二十五条第一項第二号及び第二項、第二百九十四条第六項並びに第二百九十六条第一項第二号及び第二項の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人（第五項及び第八項において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七十二条の二第一項、第七十二条の五第一項第二号、第七十二条の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項、第七十二条の二十四の八並びに第七十二条の二十六第一項及び第九項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの

については公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの

については公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号、第三号の二及び第七号、第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第二十項の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取

又は公益財団法人とみなして、第二十四条第四項、第二十五条第一項第二号及び第二項、第二百九十四条第六項並びに第二百九十六条第一項第二号及び第二項の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七十二条の二第一項、第七十二条の五第一項第二号、第七十二条の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項、第七十二条の二十四の八並びに第七十二条の二十六第一項及び第九項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（第十一項及び第十三項に

おいて「特定一般社団法人」という。）については公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（第十一項及び第十三項

において「特定一般財団法人」という。）については公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号、第三号の二及び第七号、第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第二十二項の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取

消社团法人及び認可取消財団法人を除く。)及び移行一般社团法人等(整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社团法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第六十六条第一項の登記をしたものをいう。第八項において同じ。)のうち退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるものについては、所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、第二十五条の二第二項の規定を適用する。

5
略

消社团法人及び認可取消財団法人を除く。)及び移行一般社团法人等(整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社团法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第六十六条第一項の登記(第十一項において「設立登記」という。)をしたものをいう。第十一項及び第十四項において同じ。)のうち退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるものについては、所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、第二十五条の二第二項の規定を適用する。

5
略

6 | 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)第二条の規定による改正前の法人税法別表第二第二号の指定を受けている外国法人(以下この条において「外国公益法人等」という。)については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の道府県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十四条第五項、第五十二条第一項及び第二項第四号並びに第五十三条第十九項及び第二十七項の規定を適用する。

7 | 外国公益法人等については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の市町村民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二百九十四条第七項、第三百十二条第一項及び第三項第三号並びに第三百二十一条の八第二十四項の規定を適用する。

8 | 外国公益法人等については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税に限り、法人税法第二条第

六号の公益法人等とみなして、第七百一条の三十四第二項の規定を適用する。

9 | 略

10 | 略

11 | 市町村は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、移行一般社団法人等に係る次に掲げる固定資産（当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において第三項の規定により特定一般社団法人又は特定一般財団法人を公益社団法人又は公益財団法人とみなして適用する第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号又は第二十六号の規定の適用があつたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 | 移行一般社団法人等がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産

二 | 移行一般社団法人等（非営利型法人に該当するものを除く。）がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

三 | 移行一般社団法人等がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産

四 | 移行一般社団法人等がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

10| 9| 8|
略 略
前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第四十一条第九項」と、「同条の規定」とあるのは

五| 移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの
六| 移行一般社団法人等で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋
12| 前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第四十一条第十一項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。
13| 道府県は、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体で、特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立されたものであることその他政令で定める要件を満たすものが、平成二十二年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に解散した当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人から残余財産である不動産を取得した場合には、当該取得が平成二十二年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。
14| 略
15| 略
16| 前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第四十一条第十五項」と、「同条の規定」とあるのは

「これらの規定」とする。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第四十二条 略

2 略

3 道府県民税の所得割の納税義務者又は第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかった道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産

「これらの規定」とする。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第四十二条 略

2 略

に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

4 略

5 略

6 市町村民税の所得割の納税義務者又は第三百十四条の二第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかった市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれれみなして、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産

4 3
略 略

に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）」

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

（東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例）

第四十四条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書（所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。第五項において同じ。）を提出している者に限る。）が平成二十三年純損失金額（その者の平成二十三年において生じた第三十二条第八項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災純損失金額（震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額（附則第四十四条第一項に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（附則第四十四条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）並びに当該納税義務者の前年前五年間において生じた平成二十三年純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の

（東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例）

第四十四条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書（所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。第四項において同じ。）を提出している者に限る。）が平成二十三年純損失金額（その者の平成二十三年において生じた第三十二条第八項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災純損失金額（震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額（附則第四十四条第一項に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（附則第四十四条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）並びに当該納税義務者の前年前五年間において生じた平成二十三年純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の

金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

一及び二 略

2及び3 略

4 その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三十二条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

5 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（平

金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

一及び二 略

2及び3 略

4 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（平

成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が平成二十三年純損失金額(その者の平成二十三年において生じた第三十三条第八項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。)又は被災純損失金額(震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三十三条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額(附則第四十四条第五項に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(附則第四十四条第五項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、「を除く。」とあるのは「を除く。」並びに当該納税義務者の前年前五年間において生じた平成二十三年純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」とする。

一及び二 略

6 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規定の適用を受ける者を除く。)が平成二十三年特定純損失

成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が平成二十三年純損失金額(その者の平成二十三年において生じた第三十三条第八項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。)又は被災純損失金額(震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三十三条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額(附則第四十四条第四項に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(附則第四十四条第四項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、「を除く。」とあるのは「を除く。」並びに当該納税義務者の前年前五年間において生じた平成二十三年純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」とする。

一及び二 略

5 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規定の適用を受ける者を除く。)が平成二十三年特定純損失

所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三百十三条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失

所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三百十三条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失

失金額（附則第四十四条第七項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

8
その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三百十三条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

- 一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- 二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費
- 三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

失金額（附則第四十四条第六項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の非課税等）

第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合には、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2／4 略

（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税等）

第五十二条 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第一百三条第一項の自動車（以下この項、附則第五十四条第一項及び第五十七条第一項において「被災自動車」という。）の所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の非課税等）

第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合には、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2／4 略

（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税等）

第五十二条 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第一百三条第一項の自動車（以下この項、附則第五十四条第一項及び第五十七条第一項において「被災自動車」という。）の所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が同日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一 三 略

3 道府県は、自動車持出困難区域内の第百十三条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一 三 略

3 道府県は、自動車持出困難区域内の第百十三条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の非課税等)

第五十四条 道府県は

、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。)を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税を課することができない。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間
平成二十六年度分

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間
平成二十六年度分及び平成二十七年度分

三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間
平成二十七年度分及び平成二十八年度分

2 道府県は

、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、

対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。)を前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の非課税等)

第五十四条 道府県は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度

分の自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。)を 取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

2 道府県は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に限り

、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十六年三月三十一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。)を 取得した場合における当該取得された

自動車に対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税を課することができない。

3 道府県は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、第一項各号に掲げる期間に取得された同条第三項に規定する他の自動車（第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分

の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 略

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等）

第五十五条 略

2 及び 3 略

4 市町村は、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額（附則第十五条の八第二項又は附則第二十九条の五第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第十五条の六から第十五条の十まで又は附則第五十六条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この条及び

次条第三項から第八項までにおいて同じ。）又は都市計画税額（附則第二十九条の五第十六項

自動車に対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、

自動車税を課することができない。

3 道府県は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、同項に

規定する他の自動車（第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。）に対する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 略

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等）

第五十五条 略

2 及び 3 略

4 市町村は、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額（附則第十五条の八第二項又は附則第二十九条の五第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第十五条の六から第十五条の九まで又は附則第五十六条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この項、第六項及び第七項並びに次条第三項から第八項

までにおいて同じ。）又は都市計画税額（附則第二十九条の五第十六項

又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第五十六条第十一項又は第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この条及び

次条第三項から第八項までにおいて同じ。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5及び6 略

7 市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十六年度課税土地等及び平成二十六年度二分の一減額課税土地等を除く。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

8 市町村は、平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十六年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十六年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

9 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 平成二十六年度課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年度に係る賦課期日にお

又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第五十六条第十一項又は第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この項、第六

項及び第七項並びに次条第三項から第八項までにおいて同じ。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5及び6 略

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 略

いて所在する家屋のうち、次に掲げるものをいう。

イ 平成二十五年課税土地等であつたもの

ロ 平成二十五年課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十六年に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せずに平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

六 平成二十六年課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十六年課税土地等を除く。

）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 平成二十五年課税土地等であつたもの

ロ 平成二十五年課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十六年に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する

額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第五十六条 略

2 10 略

11 市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成二十三年三月十一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第五十六条 略

2 10 略

11 市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成二十三年三月十一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額

として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

12 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対し

として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

12 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対し

て課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三、附則第十五条（第二十七項を除く。）から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

13 略

14 市町村は、居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月（当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額

て課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三、附則第十五条（第三十項を除く。）から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

13 略

14 市町村は、居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月（当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額

。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

15 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わ

。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

15 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わ

るものとして政令で定める部分とする。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三、附則第十五条(第二十七項を除く。))から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

16及び17 略

(東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等)

第五十六条の二 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十八年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する家屋(市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。)に対しては、当該家屋を取得した日の属する年の翌年の一月一日(当該取得の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2
2
7 略

るものとして政令で定める部分とする。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三、附則第十五条(第三十項を除く。))から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

16及び17 略

(東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等)

第五十六条の二 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十六年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する家屋(市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。)に対しては、当該家屋を取得した日の属する年の翌年の一月一日(当該取得の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2
2
7 略

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の
非課税等）

第五十七条 市町村は

、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める
者が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（二輪の
ものを除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を次の各号
に掲げる期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対して
は、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定め
る年度分の軽自動車税を課することができない。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間

平成二十六年度分

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間

平成二十六年度分及び平成二十七年度分

三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間

平成二十七年度分及び平成二十八年度分

2 市町村は

、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び
二輪の小型自動車（以下この項、第六項及び第七項において「二輪自動
車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したも
の（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第
四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買
主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の
非課税等）

第五十七条 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度

分の軽自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める
者が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（二輪の
ものを除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を

取得した場合における当該取得された軽自動車に対して
は、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、

軽自動車税を課することができない。

2

市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自
動車税に限り、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び
二輪の小型自動車（以下この項、第六項及び第七項において「二輪自動
車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したも
の（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第
四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買
主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町

村長が認める二輪自動車等を前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

3 市町村は

、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

4 市町村は

、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、

対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

5 市町村は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、

取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

3 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を

取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

4 市町村は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車の取得をした

場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

5 市町村は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成

対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「他の軽自動車」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の軽自動車を取得した後、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 市町村は

、次の各号に掲げる二輪自動車等で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、

対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができる。

一 三 略

7 市町村は、自動車持出困難区域内の二輪自動車等（以下この項及び第十三項において「対象区域内二輪自動車等」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十

二十五年四月一日までの間に対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「他の軽自動車」という。）の取得をした

場合において、当該他の軽自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 市町村は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り、次の各号に掲げる二輪自動車等で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村

長が認める二輪自動車等の取得をした場合に、対象区域内用途廃止等二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができる。

一 三 略

7 市町村は、自動車持出困難区域内の二輪自動車等（以下この項及び第十三項において「対象区域内二輪自動車等」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十

二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が

対象区

域内二輪自動車等以外の二輪自動車等（以下この項において「他の二輪自動車等」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の二輪自動車等を取得した後、対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の二輪自動車等を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の二輪自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 市町村は

、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、

対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

一 三 略

9 市町村は、自動車持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び

二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内二輪自動車等以外の二輪自動車等（以下この項において「他の二輪自動車等」という。）の取得をした場合に、当該他の二輪自動車等の取得をした後に、対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の二輪自動車等を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の二輪自動車等に対する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 市町村は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限

り、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車の取得をした

場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

軽自動

一 三 略

9 市町村は、自動車持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び

10 14 略	第十三項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が 対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の小型特殊自動車を取得した後、に、対象区域内小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。
10 14 略	第十三項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）の取得をした 場合において、当該他の小型特殊自動車の取得をした後に、対象区域内小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する平成二十四年度分及び平成二十五年年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

改 正 案	現 行
(還付加算金) 第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第二項から第三項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。 一 更正、決定若しくは賦課決定（普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税並びに国民健康保険税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下この章において同じ。） 、第五十三條第二十一項若しくは第二十三項若しくは第三百二十一条の八第二十一項若しくは第二十三項の規定による申告書（法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき連結法人税額（第五十三條第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るものに限る。	(還付加算金) 第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第二項から第三項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。 一 更正、決定若しくは賦課決定（普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税並びに国民健康保険税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下この章において同じ。） 、第五十三條第二十一項若しくは第二十三項若しくは第三百二十一条の八第二十一項若しくは第二十三項の規定による申告書（法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき連結法人税額（第五十三條第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るものに限る。

（、第七十二条の三十三第一項若しくは第二項の規定による申告書（収入割のみを申告納付すべき法人以外の法人が当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八第一項に規定する連結申告法人（第七十二条の第十三第九項に規定する連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合）において、当該更正又は決定に係る法人税の課税標準を基礎として計算した事業税に係るものに限る。）（、第七十二条の三十三第三項の規定による修正申告書若しくは第七十二条の八十九第一項若しくは第三項の規定による申告書（消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るものに限る。）の提出又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金（以下この章において「加算金」という。）の決定により納付し又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金（当該地方団体の徴収金に係る地方税に係る延滞金を含む。）に係る過納金（次号及び第三号に掲げるものを除く。））当該過納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた日

二〇四 略

2〇5 略

（、第七十二条の三十三第一項若しくは第二項の規定による申告書（収入割のみを申告納付すべき法人以外の法人が当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八に規定する連結申告法人（第七十二条の第十三第九項に規定する連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合）において、当該更正又は決定に係る法人税の課税標準を基礎として計算した事業税に係るものに限る。）（、第七十二条の三十三第三項の規定による修正申告書若しくは第七十二条の八十九第一項若しくは第三項の規定による申告書（消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るものに限る。）の提出又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金（以下この章において「加算金」という。）の決定により納付し又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金（当該地方団体の徴収金に係る地方税に係る延滞金を含む。）に係る過納金（次号及び第三号に掲げるものを除く。））当該過納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた日

二〇四 略

2〇5 略

(更正の請求)

第二十条の九の三 略

25 略

6 第一項から第四項までに規定する課税標準等とは、課税標準（この法律又はこれに基づく条例に課税標準額又は課税標準となる数量の定めがある地方税については、課税標準額又は課税標準となる数量）及びこれから控除する金額並びに欠損金額等（この法律若しくはこれに基づく政令の規定により当該事業年度若しくは連結事業年度後の事業年度分若しくは連結事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額若しくは個別帰属法人税額の計算上順次繰り越して控除することができる第五十三条第五項若しくは第三百二十一条の八第五項に規定する控除対象個別帰属調整額、第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額、第五十三条第十二項第一号若しくは第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、第五十三条第十二項第二号若しくは第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、第五十三条第十二項第三号若しくは第三百二十一条の八第十二項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは第五十三条第十五項若しくは第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額又はこの法律若しくはこれに基づく政令の規定により当該事業年度後の事業年度分の法人の行う事業に対して課する事業税の所得割の課税標

(更正の請求)

第二十条の九の三 略

25 略

6 第一項から第四項までに規定する課税標準等とは、課税標準（この法律又はこれに基づく条例に課税標準額又は課税標準となる数量の定めがある地方税については、課税標準額又は課税標準となる数量）及びこれから控除する金額並びに欠損金額等（この法律若しくはこれに基づく政令の規定により当該事業年度若しくは連結事業年度後の事業年度分若しくは連結事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額若しくは個別帰属法人税額の計算上順次繰り越して控除することができる第五十三条第五項若しくは第三百二十一条の八第五項に規定する控除対象個別帰属調整額、第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額、第五十三条第十二項若しくは第三百二十一条の八第十二項に規定する

控除対象還付法人税額若しくは第五十三条第十五項若しくは第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額又はこの法律若しくはこれに基づく政令の規定により当該事業年度後の事業年度分の法人の行う事業に対して課する事業税の所得割の課税標

準となる所得の計算上順次繰り越して控除することができる欠損金額若しくは第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。）をいい、これらの項に規定する税額等とは、納付し又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額をいう。

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一及び二 略

三 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める道府県民税をいう。

イ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。） 法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税

ロ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。） 次に掲げる法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する道府県民税

(1) 法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

(2) 法人税法第四百一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

準となる所得の計算上順次繰り越して控除することができる欠損金額若しくは第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。）をいい、これらの項に規定する税額等とは、納付し又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額をいう。

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一及び二 略

三 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税をいう。

三の二、三の四 略

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で、法人

三の二、三の四 略

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で法人税法第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

2 略	第二十四条 略	(道府県民税の納税義務者等)	税法第四百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百四十四条の二並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。 (1) 法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得 (2) 法人税法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得 四の二〇十七 略 2〇4 略
--------	---------	----------------	---

2 略	第二十四条 略	(道府県民税の納税義務者等)	四の二〇十七 略 2〇4 略
--------	---------	----------------	------------------------------

3 外国法人

ては、恒久的施設（法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）をもつて、その事務所又は事業所とする。

4～9 略

（所得割の課税標準）

第三十二条 略

2～10 略

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

3 この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用について

ては、その事業が行われる場所で政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。

4～9 略

（所得割の課税標準）

第三十二条 略

2～10 略

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万

12
16 略

(外国税額控除)

第三十七条の三 道府県は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）をその者の第三十五条及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法人の均等割の税率)

第五十二条 略

2 及び 3 略

4 第一項の場合において、第二項第一号から第三号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日（同項第一号に掲げる

12
16 円 略

(外国税額控除)

第三十七条の三 道府県は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（

以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額 を超える

額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）をその者の第三十五条及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法人の均等割の税率)

第五十二条 略

2 及び 3 略

4 第一項の場合において、第二項第一号から第三号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日（同項第一号に掲げる

法人で次条第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの及び第二項第二号に掲げる法人にあつては、政令で定める日）現在における資本金等の額による。

5
略

（法人の道府県民税の申告納付）

第五十三条 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合

を含む。以下この節において同じ。）、第七十四条第一項

、第八十八条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。

法人で次条第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）

5
略

（法人の道府県民税の申告納付）

第五十三条 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第四百四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この節において同じ。）、第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項までを除き、この節において同じ。）、第八十八条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第八十八条の規定

（）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。））、同法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）の開始の日から六月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第三十七項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定める

によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。））、同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項又は第八十八条の申告書

に係る法人税額にあつては、当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）の開始の日から六月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第三十七項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定める

ところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならぬ。

2
2
11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第四百四十四条の十三

の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする

ところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならぬ。

2
2
11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて

申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別

一 法人税法第八十条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人

第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、

内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

二 法人税法第四百十四条の十三の規定によつて同法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人
第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

三 法人税法第四百十四条の十三の規定によつて同法第四百一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人
第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額

を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

13 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前九年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度（以下この項において「前九年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三

の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人が同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第二条第十九号に規

13

前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前九年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度（以下この項において「前九年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人税法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項に

おいて同じ。）の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人が同法第八十条の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付法人税額

とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第二条第十九号に規

定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前九年内事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当

定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前九年内事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における前項の規定の適用については、当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る控除対象還付法人税額とみなす。

該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

二 外国法人 当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第四百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第四百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を

受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

14 第十二項の規定は、同項の法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第十二項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

15 略

20 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額（修正申告書の提出

14 第十二項の規定は、同項の法人が

控除対象還付法人税額（前項の規定により当該法人の

控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の

控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第十二項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

15 略

20 法人税法第七十四条第一項 の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額（修正申告書の提出

があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいう。第三百二十一条の八第二十項において同じ。）に基づいて算定した道府県民税額が、同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。第三百二十一条の八第二十項において同じ。）に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき道府県民税額）若しくは第二項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（以下この項及び第五十五条第五項において「道府県民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

21
23 略

24 道府県は、内国法人

又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税

があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいう。第三百二十一条の八第二十項において同じ。）に基づいて算定した道府県民税額が、同法第七十一条第一項

の規定によ

る申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。第三百二十一条の八第二十項において同じ。）に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき道府県民税額）若しくは第二項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（以下この項及び第五十五条第五項において「道府県民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

21
23 略

24 道府県は、この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する

法人（以下この節において「内国法人」という。）又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（

法第三十八條第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九條第一項の控除限度額若しくは同法第四十四條の二第一項の控除限度額又は同法第八十一條の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法（平成二十六年法律第 号）第十二條第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

25 略

26 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五條第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七條又は第五十五條第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び第二十八項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」

以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九條第一項の控除限度額

又は同法第八十一條の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法（平成二十六年法律第 号）第十二條第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額

除するものとする。 から控

25 略

26 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五條第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七條又は第五十五條第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び第二十八項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」

という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度(当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。)の法人税割額(法人税法第七十四条第一項若しくは第四百四十四条の六第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額(その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額)に限る。)から順次控除するものとする。

27
36
略

37 法人税法第七十一条第一項若しくは第四百四十四条の三第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から六月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する道府県に対しては、第一項(同法第七十一条第

という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度(当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。)の法人税割額(法人税法第七十四条第一項

の規定によつて申告書を提出すべき事業年

度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額(その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額)に限る。)から順次控除するものとする。

27
36
略

37 法人税法第七十一条第一項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から六月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する道府県に対しては、第一項(同条第一項

一項又は第百四十四条の三第一項に係る部分に限る。）又は第二項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から六月の期間に係る均等割額について申告納付をする必要を要しない。

38 第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第七十五条の二第一項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。第四十二項及び第六十五条第一項において同じ。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第七十五条の二第六項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第七十五条の二第三項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があつた場合又は同法第七十五条の二第五項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合）に、総務省令で定めるところにより、その旨を道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に届け出なければならない。

39
～
41 略

42 法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二

に係る部分に限る。）又は第二項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から六月の期間に係る均等割額について申告納付をする必要を要しない。

38 第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項
の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第七十五条の二第一項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。第四十二項及び第六十五条第一項において同じ。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第七十五条の二第六項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第七十五条の二第三項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があつた場合又は同法第七十五条の二第五項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合）に、総務省令で定めるところにより、その旨を道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に届け出なければならない。

39
～
41 略

42 法人税法第七十四条第一項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二

第一項の規定の適用を受けているものについて、同条第七項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二の規定を適用することができる。

43及び44 略

（法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第五十四条 第五十三条第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

第一項の規定の適用を受けているものについて、同条第七項（同法第四百四十五条）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二の規定を適用することができる。

43及び44 略

（法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第五十四条 第五十三条第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

徴収猶予)

第五十五条の二 道府県知事は、内国法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（外国

法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この節において「条約相手国等」という。）

の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置

法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用が

ある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局

から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節に

おいて「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。次条にお

いて「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、これ

らの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措

置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項

又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。次条第一項

において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに

係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同

じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法

人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条

第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合にお

ける当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、

徴収猶予)

第五十五条の二 道府県知事は、内国法人が法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項

の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国

法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以

外の締約国又は締約者（以下この節において「条約相手国等」という。）

の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て

をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局

から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節に

おいて「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。次条にお

いて「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、これ

らの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措

置法第六十六条の四第十七項第一号

に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに

係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同

じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法

人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条

第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合にお

ける当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、

第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時にいて当該法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）

第五十五条の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び次条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第

第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時にいて当該法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）

第五十五条の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び次条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第

六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八條の百七の第二十項に

ついて準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に掲げる更正

決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時ににおいて当該法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2
6
略

六十八条の八十八第十八項第一号

に掲げる更正

決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時ににおいて当該法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2
6
略

(法人の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 偽りその他不正の行為によつて法人の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第三項において同じ。）の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2／7 略

(法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第六十五条 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき

(法人の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 偽りその他不正の行為によつて法人の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）

を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第三項において同じ。）の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2／7 略

(法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第六十五条 法人税法第七十四条第一項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき

均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2
略

（事業税に関する用語の意義）

第七十二条 事業税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 恒久的施設 次に掲げるものをいう。

イ この法律の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるものの

ロ 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある建設作業場（外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若

均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付なければならない。

2
略

（事業税に関する用語の意義）

第七十二条 事業税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 略

しくは事業所を有しない個人の国内における当該建設作業等を含む
。）

ハ 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を
有しない個人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある
者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

（事業税の納税義務者等）

第七十二条の二 略

2 5 略

6 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有し
ない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、恒久的施
設をもつて、その事務所又は事業所と
する。

7 11 略

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で
収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができ
ない。

一 四 略

五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会
、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共
済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所

（事業税の納税義務者等）

第七十二条の二 略

2 5 略

6 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有し
ない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、その事業
が行われる場所で政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所と
する。

7 11 略

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で
収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができ
ない。

一 四 略

五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会
、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共
済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所

、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償支援機構並びに勤労者財産形成基金

六〇十一 略

2〇4 略

（事業年度）

第七十二条の十三 略

、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償支援機構並びに勤労者財産形成基金

六〇十一 略

2〇4 略

（事業年度）

第七十二条の十三 略

5| 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度中途において恒久的施設を有することとなった場合においては、この節の適用については、その有することとなった日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とみなし、恒久的施設を有する外国法人が事業年度中途において恒久的施設を有しないこととなった場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からその有しないこととなった日までの期間を一事業年度とみなす。

5| 法人税法第四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度中途において同条第一号に掲げる外国法人に該当することとなった場合、同条第三号に掲げる外国法人に該当する法人（同条第二号に掲げる外国法人にも該当する法人を除く。）が事業年度中途において同条第一号若しくは第二号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった場合、同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度中途において同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった場合又は同条第二号若しくは第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当することとなった場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなし、同条第一号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度中途において同条第二号から第四号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった場合、同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度中途において同条第三号若しくは第四号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった場合（同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が同号及び同条第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当することとなった場合を除く。）、同条第三号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度中途において同条第四号に掲げる外国法人に該当することとなった場合又は同条第二号及び第三号に掲

6
29
略

(純支払賃借料の算定の方法)

第七十二条の十七 略

2 前項の支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋（住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物を含む。以下この項において同じ。）

（これらと一体となつて効用を果たす構築物及び附属設備を含む。以下この項において同じ。）の賃借権、地上権、永小作権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が一年以上であるもの（以下この項及び次項において「賃借権等」という。）の対価（当該賃借権等に係る役務の提供の対価として政令で定めるものを含む。次項において同じ。）として支払う金額（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3 第一項の受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

ける外国法人のいずれにも該当していた法人が事業年度の中途においてこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日までの期間及びその該当することとなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ事業年度とみなす。

6
29
略

(純支払賃借料の算定の方法)

第七十二条の十七 略

2 前項の支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋（住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物を含む。以下本項において同じ。）

（これらと一体となつて効用を果たす構築物及び附属設備を含む。以下本項において同じ。）の賃借権、地上権、永小作権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が一年以上であるもの（以下本項 及び次項において「賃借権等」という。）の対価（当該賃借権等に係る役務の提供の対価として政令で定めるものを含む。次項において同じ。）として支払う金額をいう。

3 第一項の受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額をいう。

(単年度損益の算定の方法)

第七十二条の十八 第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の内国法人 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二 連結申告法人 各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。第七十二条の二十三において同じ。）から個別帰属損金額（同項に規定する個別帰属損金額をいう。同条において同じ。）を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額（同項に規定する個別所得金額をいう。以下この節において同じ。）の計算の例によつて算定する。

三 外国法人 各事業年度の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この号及び第七十二条の二十三第四項において同じ。）及び同法第四百十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額によるものとし、この法律又

(単年度損益の算定の方法)

第七十二条の十八 第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益は、連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の法人にあつては、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定し、連結申告法人にあつては、各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。第七十二条の二十三第一項及び第三項において同じ。）から個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。第七十二条の二十三第一項及び第三項において同じ。）を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この節において同じ。）の計算の例によつて算定する。ただし、法人税法第五十七条、第五十七条の二、第五十八条、第八十一条の九及び第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く。）、第五十九条の二、第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く。）、第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八条の六十二の二及び第六十八条の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）の規定

は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

2 前項の規定によつて第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益を算定する場合においては、法人税法第五十七条、第五十七条の二、第五十八條、第八十一条の九及び第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第五十九条の二、第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く。）、第六十八條の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八條の六十二の二及び第六十八條の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）の規定の例によらないものとする。

（この法律の施行地外において事業を行う内国法人の付加価値割の課税標準の算定）

第七十二条の十九 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）で、この法律の施行地外にその事業が行われる場所で政令で定めるものを有するもの（以下この節において「特定内国法人」という。）の付加価値割の課税標準は、当該特定内国法人の事業の付加価値額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該特定

の例によらないものとする。

（この法律の施行地外において事業を行う内国法人の付加価値割の課税標準の算定）

第七十二条の十九 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下本節において「内国法人」という。）で、この法律の施行地外にその事業が行われる場所で政令で定めるものを有するもの（以下本節において「特定内国法人」という。）の付加価値割の課税標準は、当該特定内国法人の事業の付加価値額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該特定

内国法人のこの法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす。

（所得割の課税標準の算定の方法）

第七十二条の二十三 第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 連結申告法人以外の内国法人 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二 連結申告法人 各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算の例によつて算定する。

三 外国法人 各事業年度の法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

内国法人のこの法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす。

（所得割の課税標準の算定の方法）

第七十二条の二十三 第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得は、連結申告法人以外の法人にあつては、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定し、連結申告法人にあつては、各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、法人税法第五十七条第八項及び第九項、第五十七条の二第四項、第五十八条第四項、第六十二条の五第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）及び第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しない。

2| 前項の規定によつて第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第八項及び第九項、第五十七条の二第四項、第五十八条第四項、第六十二条の五第五項、第八十条の九並びに第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）及び第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しない。

3| 略

4| 第一項第二号の規定によつて、連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、当該連結申告法人の各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた欠損金額

又は当該連結申告法人の各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた個別欠損金額（個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、法人税法第五十七条（第六項から第九項までを除く。）、第五十七条の二（第四項を除く。）又は第五十八条（第四項を除く。）の規定の例によつて個別

2| 略

3| 第一項 の規定によつて、連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、当該連結申告法人の各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第二十九条に規定する欠損金額をいう。）又は当該連結申告法人の各事業年度開始

の日前九年以内に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた個別欠損金額（個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、同法第五十七条（第六項から第九項までを除く。）、第五十七条の二（第四項を除く。）又は第五十八条（第四項を除く。）の規定の例によつて個別

帰属損金額に算入するものとする。

5| 略

(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)

第七十二条の二十六 事業を行う法人は、事業年度（新たに設立された内国法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない第三十二条の五第一項各号に掲げる法人であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度、同条第一項各号に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）が同項各号に掲げる法人以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度又は恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった場合のその有することとなった日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前身事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前身事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税（以下この項から第三項までにおいて「予定申告に係る事業税額」という。）を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。ただし、当該法人（連結法人のうち所得割を申告納付すべきものを除く。）は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四

帰属損金額に算入するものとする。

4| 略

(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)

第七十二条の二十六 事業を行う法人は、事業年度（新たに設立された内国法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない第三十二条の五第一項各号に掲げる法人であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度、同条第一項各号に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）が同項各号に掲げる法人以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度又は法人税法第四百十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前身事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前身事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税（以下この項から第三項までにおいて「予定申告に係る事業税額」という。）を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。ただし、当該法人（連結法人のうち所得割を申告納付すべきものを除く。）は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで、第七

から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五又は第七十二条の二十四の六の規定により当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができる。

2
6 略

7 法人税法第七十一条第一項ただし書若しくは第四百四十四条の三第一項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（同法七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が十万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人は、第一項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人又は収入割を申告納付すべき法人については、この限りでない。

8
10 略

（清算中の法人の各事業年度の申告納付）

第七十二条の二十九 清算中の法人は、その清算中に事業年度（残余財産

十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五又は第七十二条の二十四の六の規定により当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができる。

2
6 略

7 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（同項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が十万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人は、第一項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人又は収入割を申告納付すべき法人については、この限りでない。

8
10 略

（清算中の法人の各事業年度の申告納付）

第七十二条の二十九 清算中の法人は、その清算中に事業年度（残余財産

の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合においては、当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十まで、第七十二条の二十三

から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内に当該事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 略

3 清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の二十三、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

4 及び 5 略

の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合においては、当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十まで、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内に当該事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 略

3 清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

4 及び 5 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予）

第七十二条の三十九の二 道府県知事は、内国法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合

（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この節において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税

特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。

次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三

第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予）

第七十二条の三十九の二 道府県知事は、内国法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項）の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合

（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この節において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て

をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。

次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号

に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は

当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に

当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に

基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び次条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長

基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び次条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長

官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時ににおいて当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2
6 略

（税務官署に対する更正又は決定の請求）

第七十二条の四十 道府県知事は、次に掲げる場合においては、国の税務官署（以下「税務官署」という。）に対し、法人税に係る更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一 略

二 第七十二条の三十九第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書

官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時ににおいて当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2
6 略

（税務官署に対する更正又は決定の請求）

第七十二条の四十 道府県知事は、次に掲げる場合においては、国の税務官署（以下「税務官署」という。）に対し、法人税に係る更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一 略

二 第七十二条の三十九第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書

を提出しなかった場合（第七十二条の二十六第五項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第七十四条第一項又は第四百十四条の六第一項の規定による申告書（これに係る期限後申告書を含む。）を提出せず、かつ、当該法人の所得割に係る申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る決定が行われなとき。

三 略

2 略

（道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定）

第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業若しくは保険業を行う法人、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 4 略

を提出しなかった場合（第七十二条の二十六第五項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第七十四条（同法第四百十五条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（これに係る期限後申告書を含む。）を提出せず、かつ、当該法人の所得割に係る申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る決定が行われなとき。

三 略

2 略

（道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定）

第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業若しくは保険業を行う法人、連結申告法人、第七十二条の二十三第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 4 略

(個人の事業税の課税標準の算定の方法)

第七十二条の四十九の十二 前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第二十六条及び第二十七条（同法第六十五条第一項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。ただし、租税特別措置法第二十八条の四の規定の例によらないものとし、第七十二条の第二十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が社会保険診療（第七十二条の二十三第三項に規定する社会保険診療をいう。以下この項において同じ。）につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2
2
略

(個人の事業税の賦課の方法)

第七十二条の五十 略

2 道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかった場合において、税務官署が当該年度

(個人の事業税の課税標準の算定の方法)

第七十二条の四十九の十二 前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第二十六条及び第二十七条（同法第六十五条の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。ただし、租税特別措置法第二十八条の四の規定の例によらないものとし、第七十二条の第二十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が社会保険診療（第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療をいう。以下この項において同じ。）につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2
2
略

(個人の事業税の賦課の方法)

第七十二条の五十 略

2 道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかった場合において、税務官署が当該年度

の初日の属する年の五月三十一日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする。所得税法第二百十條（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により税務官署に申告したが、当該申告した所得から同法第七十二條から第七十九條まで、第八十一條から第八十四條まで及び第八十六條（同法第六十五條第一項の規定により同法第七十二條、第七十八條及び第八十六條の規定に準ずる場合を含む。）に規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。

3 及び 4 略

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二條 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 及び 二 略

三 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。

イ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。） 法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市町村民税

ロ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有し

の初日の属する年の五月三十一日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする。所得税法第二百十條（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により税務官署に申告したが、当該申告した所得から同法第七十二條から第七十九條まで、第八十一條から第八十四條まで及び第八十六條（同法第六十五條の規定により同法第七十二條、第七十八條及び第八十六條の規定に準ずる場合を含む。）に規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。

3 及び 4 略

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二條 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 及び 二 略

三 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

ない法人（以下この節において「外国法人」という。） 次に掲げ

る法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する市
町村民税

(1) 法人税法第四百十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する

法人税額

(2) 法人税法第四百十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する

法人税額

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額を
いう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて

計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十
一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一
条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で
、法人税法第六十八条（租税特別措置法第三条の三第五項、第六條
第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第
四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の
規定により読み替えて適用する場合を含む。）第六十九条及び第
七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第
一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）第四十二
条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）
、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から
第五項まで及び第八項を除く。）第四十二条の十二の四及び第四
十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項ま

四 法人税額

法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計
算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一
条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二
十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で法人税法
第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法第九条の六第六項、
第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二
の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場
合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三
第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四
十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の
二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第六十九
条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の
十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）第四
十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）
、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から
第五項まで及び第八項を除く。）第四十二条の十二の四及び第四十

で、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

- ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で、法人税法第四百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百四十四条の二並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。
- (1) 法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得
- (2) 法人税法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

四の二十三 略

二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二十三 略

2
4
略

(市町村民税の納税義務者等)

第二百九十四条 略

2
4
略

5 外国法人に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第十二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）をもつて、その事務所又は事業所とする。

6
9
略

(法人の均等割の税率)

第三百十二条 略

2
4
略

5 第一項の場合において、第三項第一号から第三号までに掲げる法人の資本金等の額又は従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日（同項第一号に掲げる法人で第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。

）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの及び第三項第二号に掲げる法人にあつては、当該法人の資本金等の額については、政令で定める日）現在における資本金等の額又は従業者数の合計数による。

6
略

2
4
略

(市町村民税の納税義務者等)

第二百九十四条 略

2
4
略

5 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で政令で定めるもの

をもつて、その事務所又は事業所とする。

6
9
略

(法人の均等割の税率)

第三百十二条 略

2
4
略

5 第一項の場合において、第三項第一号から第三号までに掲げる法人の資本金等の額又は従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日（同項第一号に掲げる法人で第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。

）に規定する申告書を提出する義務があるもの及び第三項第二号に掲げる法人にあつては、当該法人の資本金等の額については、政令で定める日）現在における資本金等の額又は従業者数の合計数による。

6
略

(所得割の課税標準)

第三百十三条 略

2 10 略

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百十七条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第二項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

12 16 略

(外国税額控除)

第三百十四条の八 市町村は、所得割の納税義務者が、外国の法令により

課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲

(所得割の課税標準)

第三百十三条 略

2 10 略

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超え場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百十七条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第二項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

12 16 略

(外国税額控除)

第三百十四条の八 市町村は、所得割の納税義務者が、外国の法令により

課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲

渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額並びに第三十七条の三の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を、その者の第三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十一条の八 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合

を含む。以下この節において同じ。）、第七十四条第一項

、第八十八条（同法第一百四十五条の五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十九条（同法第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）、第一百四十四条の三第一項（同法第一百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節にお

渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（

以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び
第三十七

条の三の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を、その者の第三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十一条の八 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第一百四十五条においてこれらの規定を

準用する場合を含む。以下この節において同じ。）、第七十四条第一項（同法第一百四十五条において準用する場合を含む。以下第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項までを除き、この節において同じ。）、第八十八条（同法第一百四十五条の五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十九条（同法第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）

いて同じ。）又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。））、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第三百二十一条の十三第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一条の十一第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。））、同法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）の開始の日から六月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第八十八条の規定

によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第三百二十一条の十三第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一条の十一第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。））、同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項又は第八十八条の申告書

に係る法人税額にあつては、当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）の開始の日から六月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村

民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項又は第百四十四条の三第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第三十七項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

2
2
11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第百四十四条の十三

の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付す

民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第三十七項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

2
2
11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付す

べき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする

一 法人税法第八十条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人
第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項

べき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

二 法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人
第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

三 法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一

号口に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人
第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき
法人税割の課税標準となる同号口に掲げる国内源泉所得に対する法人
税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六
十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条
第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額
を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項か
ら第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控
除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外
国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事
業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除され
なかつた額に限る。

13

前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人と
の間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出
資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において
、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項におい
て「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前九年以内に開始し
、又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度（
以下この項において「前九年内事業年度」という。）において損金の額
が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人税法第
八十条又は第四百四十四条の十三

の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に
係る合併法人が同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定によつて還

13

前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人と
の間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出
資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において
、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項におい
て「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前九年以内に開始し
、又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度（
以下この項において「前九年内事業年度」という。）において損金の額
が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人税法第
八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項に
おいて同じ。）の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に
係る合併法人が同法第八十条
の規定によつて還

付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、

外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前九年内事業年度

について法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる

付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付法人税額

とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前九年内事業年度

について法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における前項の規定の適用については、当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開

済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第四百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

14

第十二項の規定は、同項の法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第十二項の規定

14

第十二項の規定は、同項の法人が

より当該法人の
控除対象還付法人税額（前項の規定に

控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の
計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人
の市町村民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該
法人の

控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第十二項の規定

を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。 15 19 略	を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。 15 19 略
20 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて算定した市町村民税額が、同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定による申告書に係る法人税額に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市町村民税額）若しくは第二項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（以下この項及び第三百二十一条の十一第五項において「市町村民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、市町村は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市町村民税の中間納付額若しくは市町村民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。 21 23 略	20 法人税法第七十四条第一項 の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて算定した市町村民税額が、同法第七十一条第一項 の規定による申告書に係る法人税額に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市町村民税額）若しくは第二項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（以下この項及び第三百二十一条の十一第五項において「市町村民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、市町村は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市町村民税の中間納付額若しくは市町村民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。 21 23 略
24 市町村は、内国法人 又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第三百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」とい	24 市町村は、この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（ 以下この項において「外国の法人税等」とい

う。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額若しくは同法第百四十四条の第二項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び地方税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

25
略

26 市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び第二十八項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場

う。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額

又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び地方税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額

から控除するものとする。

25
略

26 市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び第二十八項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場

合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項若しくは第四百四十四条の六第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

27
36 略

37 法人税法第七十一条第一項若しくは第四百四十四条の三第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から六月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する市町村に対しては、第一項（同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項に係る部分に限る。）又は第二項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から六月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを

合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項

の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

27
36 略

37 法人税法第七十一条第一項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から六月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する市町村に対しては、第一項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第二項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から六月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを

要しない。

38 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項及び第三百二十七条第一項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第七項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二の規定を適用することができる。

39 及び 40 略

（法人の市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百二十一条の九 第三百二十一条の八第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業

要しない。

38 法人税法第七十四条第一項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第四百四十五条 において準用する場合を含む。以下この項及び第三百二十七条第一項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第七項（同法第四百四十五条 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二の規定を適用することができる。

39 及び 40 略

（法人の市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百二十一条の九 第三百二十一条の八第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告書又はこれに係る同条第二十二項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業

を提出する義務がある法人

者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予）

第三百二十一条の十一の二 市町村長は、内国法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十七条の第十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合

（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第一項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十六条の四第十八項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る

者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予）

第三百二十一条の十一の二 市町村長は、内国法人が法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項

の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て

し、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第一項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号

に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る

。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十一条の八第二十三項又は第三百二十一条の十二第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予）

第三百二十一条の十一の三 市町村長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の

。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十一条の八第二十三項又は第三百二十一条の十二第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予）

第三百二十一条の十一の三 市町村長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の

適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項において「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十八項第一号(同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る連結法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に係る個別帰属法人税額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて第三百二十一条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十一条の八第二十三項又は次条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につ

適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項において「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る同条第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に係る個別帰属法人税額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて第三百二十一条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十一条の八第二十三項又は次条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につ

き当該申請の時ににおいて当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

(市町村民税の脱税に関する罪)

第三百二十四条 偽りその他不正の行為によつて市町村民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2／9 略

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第三百二十七条 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する

き当該申請の時ににおいて当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6 略

(市町村民税の脱税に関する罪)

第三百二十四条 偽りその他不正の行為によつて市町村民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）

を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2／9 略

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第三百二十七条 法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する

法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第五百二十三条 略

2 前項の申告書には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時にいて当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合においてその申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書に自署し、かつ、自己の印を押すべき者は、外国法人（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に関する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対しても適用があるものとする。

4 略

法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第五百二十三条 略

2 前項の申告書には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時にいて当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。この場合においてその申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書に自署し、且つ、自己の印を押すべき者は、外国法人（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に関する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対しても適用があるものとする。

4 略

(法人に対して課する事業所税の申告納付)

第七百一条の四十六 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から二月以内(外国法人)

この法律の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。)が第七百一条の三十七第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第二項の認定を受けた場合を除く。)には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日までに、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

2及び3 略

附則

第五条の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十九年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とす

(法人に対して課する事業所税の申告納付)

第七百一条の四十六 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から二月以内(外国法人

が第七百一条の三十七第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第二項の認定を受けた場合を除く。)には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日までに、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

2及び3 略

附則

第五条の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十九年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とす

る。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五条の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 5 略

6 市町村は、平成二十二年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十九年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定

る。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五条の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 5 略

6 市町村は、平成二十二年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十九年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定

の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

7
～
10
略

（土地に対して課する平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

7
～
10
略

（土地に対して課する平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

第十七条 この条から附則第二十九条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇八 略

(政令への委任)

第二十九条の八 略

(軽自動車税の税率の特例)

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。））、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度

第十七条 この条から附則第三十条 までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇八 略

(政令への委任)

第三十条 略

分の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、
 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四条第一項第二号ロ	三千九百円	四千六百円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三
 項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（
 附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以
 下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」
 と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項（附則第三十条第一項
 の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

（東日本大震災に係る法人の道府県民税及び市町村民税の特例）

第四十八条 第五十三条第十二項（第三号を除く。）及び第十三項から第
 十七項まで並びに第三百二十一条の八第十二項（第三号を除く。）及び
 第十三項から第十七項までの規定は、震災特例法第十五条及び第二十三
 条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場
 合において、第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項中「
 開始した事業年度又は」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災
 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年

（東日本大震災に係る法人の道府県民税及び市町村民税の特例）

第四十八条 第五十三条第十二項から第十七項まで及び第三百二十一条の
 八第十二項

から第十七項までの規定は、震災特例法第十五条及び第二十三
 条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場
 合において、第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項中「
 開始した事業年度又は」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災
 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年

法律第二十九号)第十五条第一項に規定する中間期間を含む。)又は「と、「開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する中間期間を含む。)において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十条又は第四百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、第五十三条第十二項第一号及び第三百二十一条の八第十二項第一号中「法人税法第八十条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」と、第五十三条第十二項第二号及び第三百二十一条の八第十二項第二号中「法人税法第四百四十四条の十三」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」と、「同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第四百四十一条第一号イ」と、第五十三条第十三項及び第三百二十一条の八第十三項中「開始した事業年度(」とあるのは「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する中間期間を含む。)」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三」

「とあり、及び「同法第八十条又は第四百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」と、

法律第二十九号)第十五条第一項に規定する中間期間を含む。)又は「と、「開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する中間期間を含む。)において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十条(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあり、及び「同法第八十条」とあるのは「同条

「と、第五十三

条第十三項及び第三百二十一条の八第十三項中「開始した事業年度(」とあるのは「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する中間期間を含む。)」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「法人税法第八十条(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあり、及び「同法第八十条」とあるのは「同条

第五十三条第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第二号中「金額」のうち、法人税法第四百四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたもの」とあるのは「金額）」と、「とみなし、同法第四百四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」と、第五十三条第十五項及び第三百二十一条の八第十五項中「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる」とあるのは「同条の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられる」と、第五十三条第十六項及び第三百二十一条の八第十六項中「開始した連結事業年度（）」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が

」と、第五十三条第十五項及び第三百二十一条の八第十五項中「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる」とあるのは「同条の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられる」と、第五十三条第十六項及び第三百二十一条の八第十六項中「開始した連結事業年度（）」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が

生じた」と読み替えるものとする。

第三条による改正（航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号））

改正案	現行
（空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準） 第二条 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額は、前条第一項の空港関係市町村（以下「空港関係市町村」という。）に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める着陸料の収入額若しくは当該収入額を按分した額又は世帯数に按分して譲与するものとする。 一 空港の所在する市町村（その区域外に空港を設置している市町村を含む。） 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額（一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより按分した額。以下この条及び次条において同じ。） 二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として総務省令で定める地区内の世帯数 2 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の二分の一の額を同項第二号の世帯数で按分するものとする。	（空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準） 第二条 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額は、前条第一項の空港関係市町村（以下「空港関係市町村」という。）に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める着陸料の収入額若しくは当該収入額をあん分した額又は世帯数にあん分して譲与するものとする。 一 空港の所在する市町村（その区域外に空港を設置している市町村を含む。） 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額（一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところによりあん分した額。以下次条までにおいて同じ。） 二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として総務省令で定める地区内の世帯数 2 前項の場合においては、同項の額の三分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の三分の二の額を同項第二号の世帯数であん分するものとする。

3 略 (空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準) 第二条の二 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額は、第一条第一項の空港関係都道府県（以下「空港関係都道府県」という。）に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号の着陸料の収入額（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該着陸料の収入額の合計額）又は同項第二号の世帯数（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世帯数の合計数）に按分して譲与するものとする。 2 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の二分の一の額を同項の世帯数又はその合計数で按分するものとする。 3 略 附 則 (航空機燃料譲与税の譲与額の特例) 2 平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。	
3 略 (空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準) 第二条の二 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額は、第一条第一項の空港関係都道府県（以下「空港関係都道府県」という。）に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号の着陸料の収入額（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該着陸料の収入額の合計額）又は同項第二号の世帯数（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世帯数の合計数）にあん分して譲与するものとする。 2 前項の場合においては、同項の額の三分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の三分の二の額を同項の世帯数又はその合計数であん分するものとする。 3 略 附 則 (航空機燃料譲与税の譲与額の特例) 2 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。	

第四条による改正（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号））

改 正 案	現 行
第二章 法人の事業税の税率の特例 第二条 平成二十六年十月一日以後に開始する各事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての同法第七十二条の二十四の七及び附則第九条の二の規定の適用については、同法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「<u>百分の二・二</u>」と、「百分の五・五」とあるのは「<u>百分の三・二</u>」と、「百分の七・二」とあるのは「<u>百分の四・三</u>」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「<u>百分の三・四</u>」と、「百分の六・六」とあるのは「<u>百分の四・六</u>」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「<u>百分の三・四</u>」と、「百分の七・三」とあるのは「<u>百分の五・一</u>」と、「百分の九・六」とあるのは「<u>百分の六・七</u>」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「<u>百分の〇・九</u>」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「<u>百分の四・三</u>」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「<u>百分の四・六</u>」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「<u>百分の六・七</u>」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで」と、「第一項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替え	第二章 法人の事業税の税率の特例 第二条 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての同法第七十二条の二十四の七及び附則第九条の二の規定の適用については、同法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「<u>百分の一・五</u>」と、「百分の五・五」とあるのは「<u>百分の二・二</u>」と、「百分の七・二」とあるのは「<u>百分の二・九</u>」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「<u>百分の二・七</u>」と、「百分の六・六」とあるのは「<u>百分の三・六</u>」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「<u>百分の二・七</u>」と、「百分の七・三」とあるのは「<u>百分の四</u>」と、「百分の九・六」とあるのは「<u>百分の五・三</u>」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「<u>百分の〇・七</u>」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「<u>百分の二・九</u>」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「<u>百分の三・六</u>」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「<u>百分の五・三</u>」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで」と、「第一項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替え

て適用される第一項各号」と、「第二項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第二項」と、「第三項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第三項各号」と、同条第八項中「第一項から第三項まで及び前項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで及び前項」と、同法附則第九条の二中「第七十二条の二十四の七第一項第二号」とあるのは「百分の四・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の五・五」と、「附則第九条の二」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた附則第九条の二」とする。

第三節 税額の計算

第九条 地方法人特別税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人 基準法人所得割額に百分の六十七・四の税率を乗じて得た金額
- 二 所得割額によって法人の事業税を課される法人（前号に掲げる法人を除く。） 基準法人所得割額に百分の四十三・二の税率を乗じて得た金額
- 三 収入割額によって法人の事業税を課される法人 基準法人収入割額に百分の四十三・二の税率を乗じて得た金額

て適用される第一項各号」と、「第二項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第二項」と、「第三項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第三項各号」と、同条第八項中「第一項から第三項まで及び前項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで及び前項」と、同法附則第九条の二中「第七十二条の二十四の七第一項第二号」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」と、「附則第九条の二」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた附則第九条の二」とする。

第三節 税額の計算

第九条 地方法人特別税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人 基準法人所得割額に百分の百四十八の税率を乗じて得た金額
- 二 所得割額によって法人の事業税を課される法人（前号に掲げる法人を除く。） 基準法人所得割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額
- 三 収入割額によって法人の事業税を課される法人 基準法人収入割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額

(還付等)

第十三条 都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、前条第一項の規定により当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を還付するものとする。

- 一 第九条第一号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の六十七・四を乗じて得た額
- 二 第九条第二号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の四十三・二を乗じて得た額
- 三 第九条第三号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の収入割に係る還付金に相当する額に百分の四十三・二を乗じて得た額

2及び3 略

(還付等)

第十三条 都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、前条第一項の規定により当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を還付するものとする。

- 一 第九条第一号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の百四十八を乗じて得た額
- 二 第九条第二号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の八十一を乗じて得た額
- 三 第九条第三号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の収入割に係る還付金に相当する額に百分の八十一を乗じて得た額

2及び3 略

附則第二十二條による改正（（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号））

改正案	（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等） 第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。			
	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	略			
	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第三百十四條の八	控除限度額	略 控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
現行	（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等） 第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。			
	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	略			
	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第三百十四條の八	控除限度額 政令で定めるもの	略 控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額 政令で定めるものの合計額

附則第二十三条による改正（地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号））

改 正 案	現 行
第二条 地方税法の一部を次のように改正する。 （中略） 第七十一条の二十九中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号」に、「又は同法」を「同法」に改め、「国外株式の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加え、「本条」を「この条」に改める。 （中略） 附則第四十一条第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同条第二項中「第五項及び第八項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「（移行一般社団法人等）」を「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記をしたもの）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第四十一条第九項」を「附則第四十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とする。	第二条 地方税法の一部を次のように改正する。 （中略） 第七十一条の二十九中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号」に 、 「本条」を「この条」に改める。 （中略） 附則第四十一条第一項中「から第五項まで及び第九項」を「から第四項まで及び第八項」に改め、同条第三項中「第十一項及び第十三項」を「第十項及び第十二項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「、移行一般社団法人等」の下に「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。第十三項において同

(後略)

じ。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第四十一
一条第十一項」を「附則第四十一一条第十項」に改め、同項を同条第十一
項とし、同条中第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、第
十五項を第十四項とし、同条第十六項中「附則第四十一一条第十五項」を
「附則第四十一一条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とする。
(後略)